

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年6月9日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成29年平泉町議会定例会6月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続き、通告順に発言を許します。

通告5番、阿部圭二議員、登壇質問を願います。

3番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

通告5番、3番、阿部圭二です。

4項目を通告しております。

まず、1つ目、住宅政策について、2つ目として、空き家対策について、3つ目に国保税について、4つ目に公共交通についてでございます。

そして、1つ目の住宅政策については、3つの項目を提示してございます。

まず、1つ目、リフォーム助成など住宅政策の基本的な考え方について。住宅リフォーム助成制度は、景気が落ち込んだからやるのではなく、景気が落ち込まないように行うものだと考えるが、伺います。

そして、2つ目、東日本大震災に係る住宅再建事業の需要見通しについてでございます。東日本大震災の住宅再建事業の申請件数は、平成28年度は9月の時点で5件しかなかったと。住宅再建事業の需要はもうないのではないかと、見通しはどう考えているのか伺います。

そして、1番の住宅政策について、3つ目の最後でございますけれども、新たな制度についてでございます。二世帯住宅や納屋、下水道事業の普及が遅れており、リフォーム助成と一体の支

援制度の組み合わせ、あるいは景観条例との関係で検討すべきと考えるが、いかに考えるか。

そして、2点目の空き家対策についてでございます。どのような対策をとるつもりでいるのでしょうか。

3点目、国保税についてでございます。平成30年度から、都道府県が国保の保険者となり、市町村の国保を統括、監督する仕組みが導入される、県から市町村への負担金である納付金が割り当てられる。平泉町の国保加入者の負担の見通しはどのようなになっているのか。

4点目の公共交通についてでございます。現在、町場のあたりでも買い物に不自由している話はお聞きしております。いかに認識し、対策はどのように考えているのか、お答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の住宅政策についてのご質問の（1）住宅リフォーム助成など、住宅政策の基本的な考え方についてのご質問にお答えをいたします。

住宅リフォーム事業は、景気対策として実施したものではありませんが、町民の居住環境の充実及び町内の商工業の振興を図ることを目的として実施したものであります。事業を実施する場合は、改修需要の有無が判断材料の一つであり、景気の下支えということが最優先事項ではないという考えであります。

次に、（2）東日本大震災に係る住宅再建事業の需要見通しについてのご質問にお答えをいたします。

平成28年度の実績は10件で、対象工事費630万円、補助金として257万5,000円を交付しているところでございます。平成29年度も9件の申し込みがあり、需要はまだあるものと思っております。県において、生活再建住宅支援事業は平成30年度までとされており、それにかわる新たな事業が創設されれば、それに移行し、なければ本町でも終了したいと考えているところでございます。

次に、新たな制度についてのご質問にお答えをいたします。

高橋拓生議員への答弁と重なる部分もありますが、住宅リフォーム事業にかわる少子高齢化対策、景観の向上など、町の施策に基づく住宅改善への助成を検討したいと考えております。本年度中に空き家等対策協議会を立ち上げ、空き家に対する補助のあり方も検討していただきたいと考えていますことから、この検討結果も踏まえた住宅改善の助成を検討していきたいと思っております。

下水道事業普及に対する補助は、現在、公共下水道事業排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助金や公共下水道排水設備設置費補助金があり、新しい補助制度を設ける場合は、既存補助金との調整が必要になると思われれます。また、二世帯住宅や納屋に対する補助は、個人財産の形成に公費を投入するということになりますので、慎重な判断が必要になるのではないかと考えております。

次に、2番の空き家対策についてのご質問にお答えします。

本年度中に学識経験者や地域住民による平泉町空き家等対策協議会を設立し、平泉町空き家等対策計画を策定する予定であります。この計画は、空き家等に関する対策の基本的な方針を定めるものであり、所有者に対する管理促進に関する事項や、特定空き家に対する事項等を定めるものでございます。特に、平成28年度の調査で、特定空き家に該当する可能性があるものが6件ありますので、これらに対する対策を急ぎたいと思います。また、空き家とはいえ、個人の財産で所有権があることから、所有権において対策をとっていただくということを前提に、相談支援の体制を計画策定の中で検討してまいります。

次に、3番の国保税についてのご質問にお答えします。

国民健康保険制度は、これまで市町村が主体となって運営を行ってきましたが、平成27年5月の国民健康保険法等の一部改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。また、市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保険事業など、住民に身近な業務を行うこととなります。

今回の制度改正により、都道府県は国保事業費に要する費用に充てるため、条例で年度ごとに市町村から事業費納付金を徴収することとされました。事業費納付金は、都道府県が医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して、市町村ごとに決定することとなっています。また、将来的な保険料、税負担の平準化を進めるため、都道府県は標準的な保険料算定方式や市町村規模別の収納率目標等についての標準を設定するとともに、市町村ごとの標準保険料、税率を示すこととなります。

今般、県において新制度に基づく保険税の試算を公表しましたが、今回の試算は平成27年度実績を基準としたものであり、今後、市町村と協議していくための参考として、一定の条件のもと試算を行ったものです。今後、医療費水準の反映係数、所得水準の反映係数、激変緩和措置等について市町村と協議を進めることとしています。したがって、これらの反映係数の設定等によっては、今回の試算結果と平成30年度の納付金が大きく異なる可能性があります。

今後の予定ですが、10月下旬に国から納付金等の算定に必要な医療給付費の推計に関する仮係数が提示される予定であり、この仮係数による算定結果が県より11月ごろに示される予定であります。また、12月下旬に国から確定係数が提示される予定となっており、これを踏まえて、県では納付金・標準保険料率を決定し、市町村に通知することとしています。町は県から通知された納付金等を勘案して、税率改正について判断することとなります。したがって、現時点では、平成30年度の国保税の見通しについては判断できないこととなります。

次に、4番の公共交通についてのご質問にお答えをいたします。

議員の質問にございますように、町場において買い物をするとところがなく、不便をきたしているというお話を耳にしているところではございます。議員質問の本旨は、そういった買い物に不自由している方々の足の確保についてのことと思いますが、現在、町内を走る公共交通については、一ノ関駅からイオン前沢店を縦断する路線や、町内を巡回している「るんるんバス」などがあり、「るんるんバス」や、巖美溪から狛鼻溪を走る路線については道の駅を経由しております

ので、これらを活用し道の駅で買い物をしていただければ、町内の交流にもつながるものと思いますが、今後、公共交通に限らず、総合的に地域において持続的に支援できる体制や、既存交通、「るんるんバス」等がありますが、路線拡大などについて、庁舎内において課題の拾い出しや分析等、検討をしてみたいと考えているところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

それでは、1番から順に質問のほうをさせていただきたいと思います。

そもそも住宅リフォーム助成制度は建築業者に出すものではないというのは、みんな知っていることだと思いますけれども、住民に対して助成するものであって、住民が仕事を頼んでみようと業者に思わせる、そういう気持ちがとても大事だと思うのでございます。そして、それ自体は仕事起こしの事業なはずなのです。しかも、年とともにだんだん慣れて、目新しさもだんだんなくなってきてということが、実際、今までの部分でも起こったのではないかと思われま。だから、需要が減ったからすぐなくすというのではなくて、さらに充実したものに変わっていく、これはとても必要なことだと思っておるわけです。私自身もそう思いますし。

そこでなのでございますが、景気下支えという部分ということを書かれてはいますが、そういう部分でも、逆にそれだけではなく振興を図るといふ部分も、さらにやっていかなくちやならないという部分は、行わなきゃいけないという部分では同じかなと思っております。だからこそ必要だという観点で私は思っておるわけなのですけれども、ここでは景気の下支えが最優先ではないと言っておりますけれども、個人の所得が減り、自分、町の余力がなくなってきた場合、どこから金が出てくるのかと。個人の所得が減る前に、皆さんのポケットマネーなり銀行にあるお金がなくなる前に、多くの方々がリフォームを、そういうことに入っていけるような、そういう施策が町としては必要だと考えるのです。それについてはどうお考えになりますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

景気の下支えということが最優先ではないというふうに考えておりますが、いずれ需要がどのくらいあるのか、あるいは、それによってどのくらい経済に影響するのか、その辺を総合的に判断すべきものだろうというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

確かに需要がないところでやってもしょうがないという部分はあるかもしれませんが、ただ、需要がないからこそ、やらなきゃいけないという部分は変わらないのかなと思うのでございますけれども、2つ目の東日本の震災に係る部分の工事でございますけれども、実際問題、この部分を

見れば、町長もお答えになっていますけれども、需要があるのだということは明らかではないですかと。現に、9月時点では5件ぐらいだった工事が平成28年度では10件もあったわけですし、今年度については震災工事についてももう既に9件も工事が来ているわけですよ。実際、需要としてはあるということが明らかではないかと思われませんが、その点についてはどう思われますか。

議長（佐藤孝悟君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

住宅リフォーム事業の件については、何回かご質問を受けながら、何回か答弁してきたところでございますけれども、いわゆる基本的なスタンスとして、前にも、住宅リフォーム事業につきましてはまず完了したという話で、その後、例えば必要があればというふうな話は何回かやってきておりますけれども、基本的に住宅リフォーム事業そのものは、いろんな施策を実現させるための補助的な事業とか補完的な事業だというふうに捉えているわけなのです。いわゆる住宅リフォーム事業そのものをどうするかというよりも、例えばということで、今度は空き家対策があるわけですが、空き家対策の中でも、例えば空き家で、それをどのように使っていくとか、そういうようなことを促進させるためには、そういうような事業も入れながら促進させていくとか、だから、根本が違っているところで、何回も、意見が合わない。どうかなというふうに思うわけなのですけれども。

したがって、従来やったのも、いわゆる景気が低迷していたと、それを何とかしなきゃだめだというようなことで、では、どうするかといったときに、住宅リフォーム事業が、非常にこれは的を射た事業だということで取り組んだわけです。ただ、そういうような点からいくと、まず一応、ずっと一生続けていくわけでないですから、それはそれで終わったというような考え方。

もう一つ、その後にもいろんな方が、町内の人たちが、いや、そろそろうちの家もリフォームしたいなというような方が出てくるかもしれませんが、それだけだと、いわゆる個人個人の住宅の財産形成といいますか、そういうことへの援助になるわけですね。例えば、前にも言ったことがございますけれども、下水道をもう少し普及させたいとか、例えば景観をもう少しよくさせたいとか、それをやるためにこの事業も入れれば、もっとそれが進むのではないかなというような施策的なものでやってきていたわけですから、だから少し意見がなかなか合わないところが出てくるのかなと。当面、当局といいますか行政側としましては、そういうような考えで今立っているということでございますので、ご了承をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

かなり下支えというベースの部分としてというのわかりますし、話もよくわかるのでありますけれども、ただ、今度、東日本大震災に係る住宅再建事業ですか、これは平成30年4月でした

か平成30年度でしたかで一応終わりになりますよね。昨日でしたか、建築組合の方とも話をしたのですけれども、この間、その年度で終わってしまうということも受けて、建築組合さんのほうでも、では、今やったほうがいいよというような話を町民とともにやっていると。その部分で、今年度9件というのは、入ったという話は、我々も推しながらと、建築組合の方が言っていた話で、だからこそ、このままなくしてもいいのかという部分もありますし、そういう部分で、ただ、これは確かに被災者に対してのものなので、罹災証明書なりを取るという部分を知らない方もかなりいるという話を建築組合の方も言われていましたので、役場のほうでも今でも取れるのだというふうなことは説明してもらいながら、今年度はどれくらい受注ができるのか、そういう見通しというのはいくらでも、この東日本大震災の住宅再建事業は今年度はできるのでしょうか、件数的には。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

この事業に関しましては、100%県の補助事業でございます。県の補助金の額もあると思いますが、要望あった分は県のほうに要望していきたいと思いますが、補助金の額の関係で、全部事業費がつくというわけにはいかない可能性もあるということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

この被災者に対しての事業ですけれども、全体として全て大体大枠で170万ぐらいの額になると言っていましたけれども、全てもらえるというわけではないという話も聞きますし、それほどの補助金がなくなるという部分もあること自体も結構知らない方もいる可能性もございますけれども、これがなくなったら、またそれはそれで、その部分でも町としては、それにかわるものとは言わないのですが、新たな部分も考えているという話も聞きますので、それも考慮に入れながらやっていただきたいと思っておりますし、今回、地震によって、今回のこの事業というか、こういう支援ができたわけですけれども、今後も地震がないわけではないわけで、耐震改修については引き続き、たぶん、町としてもやっていくということは当たり前のことだと思うのです。その部分でも、今回、住宅リフォームという名前になるか、次回もし復活した場合、わからないのですが、そういう事業も行った場合に、この耐震改修プラスリフォーム事業、リフォーム補助なり、そういう部分も入れて、耐震改修以外の部分にも補助がつくというふうなことはぜひやっていただきたいと思うわけでございます。

だからこそ、このままなくなっていくのかというような部分を、私自身ではなくてほかの議員も訴えていることだと思いますし、今回のこの部分でも、みんな、これだけ補助があるのに、では、これがなくなったら平泉はなくなっちゃうのかなという部分も不安に思っている部分もあると思います。きのうの町長の答弁でもそうですが、新たな事業を考えているという話も聞きますし、そういう部分もあわせてやっていっていただきたいなと思うものです。

そこでののですが、この新たな事業についての3つ目の質問のほうにいきたいと思うのでありますけれども、下水道事業については、先ほど言っていましたけれども、公共下水道排水設備設置費補助金があるとかという話も聞きますし、公共下水道事業排水設備設置資金融資というものもあるということもお聞きしました。これは主に障がいのある方とか体の不自由な方向への補助だと認識しております。そういう部分では町民に対してという部分ではないわけで、なぜ下水道というわけではないのですけれども、いろいろな補助金があって、さらに住宅リフォームのような補助金があってという、1階建て、2階建てみたいな、そういう補助金にするというのは意外と平泉町ではなくほかの市町村もやっていることで、そういう形をとっていただきたいと思うのであります。そういう部分でも、新たな補助金ですか、新たな制度というか、そういう部分をつけていただきたいと思います。

その中で、ある程度、二世帯住宅とか納屋については避けてというか、個人の財産の形成になるという部分で入っていないのですけれども、国土交通省が地域型住宅グリーン化事業というのを行ってまして、これは二世帯、三世帯住宅向けに補助金を、補助を出しているものがあるので、その部分を活用していただきたいと思うわけです。

なぜ二世帯、三世帯かというのは、きのうの答弁でも同僚議員が言っていましたけれども、世帯数がすごい平泉町は多くなったという話は聞きました。きのうの資料でも明らかになっていますけれども、いや、それ自体が悪いわけではなく、それによってお年寄りのひとり世帯とかも物凄く多くなっているという話も聞きます。空き家が60戸にもなり、さらにその上、1割ぐらいのひとりお年寄り世帯がいるという話も聞きます。そういう部分で、どんどん増えていくという部分も含めて、お年寄りも一緒に暮らせる、子どもさんやお孫さんも入って暮らせる、そういう住宅をつくっていくというのは平泉町でもとても有益な話で、みんなにとってもいい話かなと思うのでございます。そういう部分にぜひ入っていただきたいと思うのですが、それについてはどうお考えになられますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

二世帯、三世帯住宅への国交省の補助につきましては、それはあるということは聞いておりますけれども、ただ、先ほど町長が答弁したように、個人の財産の形成に町費を投入することになれば、それなりの理由が必要だろうというふうには思っております。それによって地域経済が潤うとか、波及効果が物凄くあるとか、そういうことを勘案しながら判断するべき事項だろうというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

お年寄り世帯が減れば、さらに町にとってはいいかなという部分も含めて考えていたわけですが、それからもう一点、納屋についても私は書いていたのですけれども、これは、これも

個人の形成になると言われればそれまでなのでございますが、これからの農業の部分もかなり入っていくという部分については、ここで住宅リフォームで納屋が入るといのはちょっとまずかったかなと思っはいたのですが、そういう部分でも、多額な補助ではなくて、多少でもこういう部分に補助が入って農業に従事しやすくなれば、それが一番いいのかなという部分で書き添えておきました。

空き家対策については、いろいろあったのですけれども、いい案というのはなかなか出ないと思うのです。そういう部分で、借家にしていききたい部分とか、そういう部分も入ってくる可能性というのはあると思うのです。貸していききたいとか、そのまま壊す部分に補助をしていただきたいとか、そういう部分というのはたぶんこれから町で考えていかなければならない部分だと思います。その中で、都会なんかではやられている話だと思うのですが、田舎のほうではあまりないシェアハウスのな、お年寄りのシェアハウスなり若い人のシェアハウスというのも現存あるわけで、そういう部分にもぜひ手を加えていただければいいかなと思うのでございます。

あと、景観形成の部分で、空き家対策として古い家を使ったものというのは、平泉町にとっては、古都平泉にとってはとても有益なことだと思うのです。そういう古い建物をいろんな部分で活用していくという部分の補助などもちょっと考えていただければいいかなと。私としては、移築して使うなり、6次産業の倉庫的なものとして使うなり、民宿やレストラン的なものとして使うなりということもあわせて、かなり農業部分のところに入ってくるので、住宅リフォームという部分とちょっと外れてきている部分かもしれませんが、空き家対策という部分では、空き家をもし壊そうと思えば、小さい建物でも200万、300万とかかるわけなのです。それを考慮した場合、その費用の一部で、住民がまたそれを使って、いろんな部分に活用していただければ一番いいのかなと思うのでございます。また、それは景観を守ることにもつながりますし、空き家があつてぼろぼろの住宅があるというのは、平泉にとってはまことにいいことではないわけでございます。

ここでは、最初の、ちょっと一笑されるかもしれないのですけれども、私自身、最初に考えた時点では、ある程度、古い空き家を集めて、いろんな土産物なり展示物なり、そういう部分をつくっていくようなというようなことも考えたのでございますけれども、一笑されるかもしれませんが、そういう部分の活用というのも、かなり中にはいい空き家というか古民家的なものも何棟か建っていると思うので、そういう部分の活用も、平泉、古都平泉としては、古い建物はたぶん資源として活用する部分もとても多くなると思います。ぜひお願いしたいと思うのでございます。それについて何かあれば、ぜひひとつお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

空き家といいましても、所有権があるわけございまして、所有者の意向が最優先されるべきだろうというふうに思います。所有者の意向を確認しながら、次の手を考えていくのがベストだろうというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

3 番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そのとおりですね。ただ、空き家をかなり持っている方々のほとんどの方は、壊したいということを中心にかなりの部分の人たちが言っている部分でございます。壊すことを考えると、賛成してもらえらえるというのはかなり多いかなと思うのでございます。

そして、では、そのまま空き家に入ってしまったのですけれども、なかなか大変な部分なのですけれども、解体費用なんていうのは、町では補填するなんていうことは考えたことはないのてございませうか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今現在は考えてはいませんが、対策会議の中での検討の一つにはなろうかというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

3 番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

必ずたぶん解体の話は出てくると思うので、あわせて利用価値の面からという部分も考慮に入れて会議のほうを進めていっていただきたいと思ひます。

それでは、次に国保税のほうにいきたいと思ひます。

この国保税でございませうけれども、先日、全員協議会で出された資料では、平泉町は結構大幅にというか安くなるような見込みというのは見たのですが、実際のところはそういう形になるのでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

この間の全協での説明でも申し上げましたが、あれはあくまでも平成27年度の実績に基づいた試算でございまして、今後、あそこでは試算のパターンが3つございませうが、そのどれを選択していくかと、あるいは激変緩和措置、大幅な引き上げが見込まれる時の激変緩和措置等の今後の検討をするための一つの参考という形で試算をしたというものでございませうので、今後の国から示される係数、これは医療費の試算のための係数が主になりますが、これらが確定していく中で再度試算をしていくことになりませうので、あくまでもあれは今後の検討のための一つの参考ということになりませうので、そういうふうに捉えていただきたいというふうに思ひます。

議 長（佐藤孝悟君）

3 番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

今回のこの国保税についてですけれども、今まで平泉町が行っていた部分を、県のほうで額を決めて、こういう形でやるよというような形でくるような形だと思っていたわけなのですけれども、この中から参考にしてというふうな部分もありましたので、結構安くなっていくのかなというような見込みで見ていたわけなのですけれども、では、実際問題としては、同じぐらいの額になるということと考えていいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

そういうふうに見られてしまうと困るということで申し上げましたので、あくまでも今後の参考ということになりますので、係数が、ちょっと資料の中にはないのですが、国から示される係数というのは100ぐらいあるのですね。それらは今後、最終的には12月というか、診療報酬のどのようになるかなどを反映した形で、12月から1月に確定の係数が出てきます。それらを踏まえて推計をしていくということではないと、平成30年度納付金については確定したものは出てきません。最終的には、3月までにそこら辺の納付金が通知されてきますので、それを見て、足りなければ税率を改正するというふうなことも出てくるということでございますので、今の段階ではちょっと確定したようなことは申し上げられないというのが現実でございますので、今後のそういったスケジュールなども示されておりますので、その辺を見ながら今後検討していくということになります。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

ありがとうございます。なかなか下がらないかなと思っている人は私だけではないかなと思うので、町民の意思的には、もっと下げてほしいという思いは多々あると思うのです。

そういう点で、一般財政からの繰り入れみたいなことというのは、今のこういうふうな県の段階になると、そういうことというのは不可能になったということなのではないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

これまでは、法定外の繰り入れは平泉はやってございませませんが、ほかの市町村では法定外の繰り入れをしながら保険税の引き上げを抑制していくというふうなことはやっているところはございます。

今後については、そこら辺が国としては、国の考え方でございますが、法定外の繰り入れは基本的にはなくしていきたいというのが国の考えのようです。ただ、それは現実にはどうなるかはちょっと今のところははっきりしていないところはあるかなというふうには思います。

それで、実際に大幅な引き上げになるといったようなときに、それぞれの市町村がどのように判断していくかによるのではないかなというふうには思っております。あくまでも税率を決める

のは改正後におきまして各市町村でございますので、その判断の中で行われるものだというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

そうですか。なかなかすぐにぼんと下がるというわけにはいかないのでしょうか。ぜひ少しでも余裕があったら多少でも、本当1,000円でも2,000円でも、1人あたりの価格というのですか、そういうのを下げていただいて、1万でも2万でも下げていただくということをやっていたらいいと思います。これは私だけの思いではないと思うので。

それでは、最後の公共交通について。

きのう町長より公共交通というか「るんるんバス」についての説明と、きょうもまた説明をお聞きして、私の思いと同じだったなど、ここの段階で説明することはなくなってしまったなど思いながらも、ただ、戸河内地域のほうにはバスも何も行っていないので、この部分を少し考えながらやっていってもらいたいと思うし、長島地域には「るんるんバス」ももちろん走っていないわけで、でも公共的にはあるわけなので、その部分をどう考慮していくのかという部分も考えながら。「るんるんバス」自体は15分に1本ぐらい、15分から30分の間らしいですけども、それぐらい走っているわけで、かなりの活用性という部分では、とても観光客だけではもったいないというような形というのは私も思っている部分でした。150円でずっと乗っていけるということも、金額的にもとてもよくていいなと思っていたのですけれども、観光客が乗っている部分でかなり混んでいるときもあるのですが、とてもすいているときもあって、町民が利用できたらとてもいいかなと。そういう部分で、私の地域というか、上平泉というか窟のほうに行くほうには、「るんるんバス」は走っていないのですが、公共交通としては走っているわけで、本数的にはだいぶ少なくなっております。そういう部分も今後考えていっていただきたいと思います。その部分について何かちょっと補助があれば、ぜひ町長、お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

公共交通に関しましては、町長お答えしたとおりでございますけれども、今後につきましては、町内全体でやはり公共交通が行き届かないところ等もございますので、民間の事業者が行っているものではございますけれども、それらとの勘案をしながら、どのような形が一番いいのか、例えば毎日のように、今、議員おっしゃったように、15分に一遍というのはやっぱりかなり遠隔地のほうは難しいことがあろうかと思っております。ただ、それを1日に例えば1本でも回せないかとか、そういうことは今後考えてまいりたいと思っております。

「るんるんバス」につきましては、今現在、道の駅にも乗り入れてもらっておりまして、町民の使っている方々、結構多くなってきていると聞いております。このようなこともございますので、そういう効果を見ながら、町としては町内全部、全体を勘案しながら、その辺のことを今後

検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

「るんるんバス」が、例えばスーパーとか、そういう部分まで行っていただけるようなことというのは可能かどうかわかりませんが、そういうことまで考えていただけると、ますます使い勝手がいいという部分と、道の駅もさらに多分充実するでしょうから、そういう部分でも今後いいのかなと。

最後になりますけれども、片岡の部分というのは、今後、7区の部分ですか、慶泉荘なり黄金荘の下の部分は、たぶんこれからパーキングとか高速道路の降り口とかできて、駐車場ができてくると、バスとかもたぶん行くことになると思うので、あえて触れなかったのですが、今の時点では、たぶん不便な地域になっているということだけは私自身もそばを通っていて思うところだったので、何も通っていない部分だったのですよね、あの辺は。ちょうど抜けていて、学生なんかも自転車で通うしかないような部分というところだったので、今後できてくると、また新たな交通という点でも、きのう町長が言っていましたけれども、あの辺の開発の部分というのは本当、平泉町にとってはたぶんキーワードになると思うので、さらにみんなで考えていっていきたいと思いますので、あわせてそこも我々自身も見たいと思います。公共交通について、ぜひスーパーまでということも考えていっていただきたいと思います。ただ、可能なのかというのはちょっと疑問に思っていたので、スーパー内の駐車場に入れるのかなとか、そういう部分も考えていたので、あわせて聞けなかったのですけれども、そういう部分を知っていましたらお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

岩手県交通様で行っているバスも、前沢のイオン行きバスというものもございますので、そういうことは可能なのだろうなというふうに考えております。

いずれ町といたしましては、南側の片岡付近等々の開発、スマートインター等の開発に伴いまして、公共交通の事業者とも打ち合わせまして、そちらのほうに広げていくことというものを検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

3 番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

ぜひ検討のほうをお願いして、以上になります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時04分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告6番、三枚山光裕議員、登壇質問を願います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

日本共産党の三枚山光裕でございます。

通告に従って質問をいたします。

まず、項目の第1点は、住宅等の改修への支援制度についてです。

1つは、平泉町住宅リフォーム事業補助金制度の評価と成果についてです。平成22年度から始まり、昨年3月で廃止となった平泉町住宅リフォーム事業補助金の制度について、3月議会などでも一定の認識も伺いましたが、改めて総合的な評価、成果をどのように考えているのか伺います。

2つには、住宅等の改修についての町民要望についてです。平泉町として住宅等の改修について、町民要望あるいは需要、それがあると考えているのか、それともないと考えているのか伺います。

3つ目は、新たな住宅政策の事業についてです。

昨年の12月議会では、新たな住宅政策の事業として検討していくことになるだろうと答弁がありました。そして、ことしの3月議会では、どういうことが今後手当てできるのかということを経験させていただいた。そして、新たな制度として、店舗事業を新年度から実施することになった旨の答弁をされました。

今年度から始まった店舗リフォーム制度は、県内で実施しているのは2自治体しかなく、一関に次いで2番目であり、大いに評価できるものだと考えます。同時に、自明のことですが、これは住宅政策ではありません。したがって、新たな住宅政策の事業や、その事業についての新たな枠組みの議論はどこまで進んでいるのか伺います。

項目の2点目は、道の駅平泉と農業振興についてです。

まず、無事オープンした道の駅平泉について、一言申し上げたいと思います。

浄土の郷の関係者はもちろんですが、青木町長をはじめ、特に担当課の八重樫、菅原両課長を先頭に、職員の皆さんの努力があっはじめて道の駅平泉はオープンすることができました。皆さんの奮闘と努力に対して心より敬意を表したいと思います。本当にご苦労さまでした。

同時に、オープンはまだスタートラインの上にすぎません。引き続き、町を挙げて、町民の力を結集して、世界遺産だけでなく道の駅平泉が全国に誇れるものにするために力を合わせる必要があります。

道の駅について質問です。

その1つは、道の駅平泉のオープンから1カ月余が経過しました。まだ1カ月余ではありますが、課題は何と捉えているのか伺います。また、課題があると認識しているなら、課題への対策や町としての支援策はどのように考えているのか伺います。

2つ目は、農業振興という立場からです。農業振興という立場から、どのような課題があると考えているのか、また、その課題への対策をどのように考えているのか伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の住宅等の改修への支援制度についてのご質問の（1）になります平泉町住宅リフォーム事業補助金制度の評価と成果についてのご質問にお答えをいたします。

平泉町住宅リフォーム事業補助金は、平成22年度から平成27年度までの7年間に、件数で233件、事業費で4億753万7,000円、補助金で4,147万7,000円という実績であり、町民の居住環境の充実及び町内の商工業の振興に大いに寄与したものと思っております。

次に、（2）住宅等の改修についての町民要望についてのご質問にお答えをいたします。

事業廃止後の町民からの問い合わせは年に数件程度しかなく、住宅改修に対する町への要望はそう多くはないと考えております。

次に、（3）新たな住宅政策の事業についてのご質問にお答えいたします。

高橋拓生議員、阿部圭二議員への答弁と重なる部分もありますが、住宅リフォーム事業にかかわる少子高齢化対策、景観の向上など、町の施策に基づく住宅改善への助成を検討したいと考えております。本年度中に空き家等対策協議会を立ち上げ、空き家に対する補助のあり方も検討していただきたいと考えていますことから、その検討結果も踏まえた住宅改善への助成を検討していきたいと考え、今は他市町村の補助制度の事例研究を行っているところでもあります。

次に、2番の道の駅平泉と農業振興についてのご質問、（1）道の駅の課題についてのご質問にお答えをいたします。

道の駅につきましては、開業して1カ月あまりが経過したわけですが、この期間はゴールデンウィークを挟んだこともあり、多くの皆様に足を運んでいただき、慌ただしくも順調なスタートを切ったものと認識しております。来場者につきましては、一通りの落ちつきを見せ、今後は一定の水準で推移していくものと思っております。

議員ご質問の課題についてでございますが、オープン以来、来場者からさまざまな感想や意見なども頂戴しているところであり、そういった部分を真摯に受け止め、一つ一つ改善につなげていくことが大切であると感じております。まずは、ご意見箱を設置し、直接利用者の声をお聞きすることで、サービス水準の低下などがないよう、道の駅設置者として指導監督してまいりたいと考えているところであります。また、道の駅の運営はこれから本格化していくものであり、道

の駅設置の目的である農業を中心とした地域活性化の一助となりますよう、指定管理者への指導や支援、また、相互に協力を図りながら、よりよい道の駅となるよう対応をしてみたいと思います。

次に、（２）道の駅にかかわる農業振興策についてのご質問にお答えをいたします。

ご存じのように、道の駅平泉は、当町農産物の販路拡大につながる施設であり、生産者と消費者が直接販売を通して交流できる農産物等直売施設及びレストランを備えております。４月末に開業して以来、１カ月あまりが経過しておりますが、出荷農産物の数量確保及び少量多品目の品揃え、そして、町内出荷者すなわち農業者の積極的な取り組みをいかに促すかが課題であると考えております。

まず、出荷農産物の数量確保についてですが、４月の開業ということ、野菜類の最も少ない時期であったことから、一部市場購入をして対応せざるを得ませんでした。今後は、ハウス栽培以外の露地栽培、露地野菜等も出荷できるものと考えておりますが、町としましても、野菜、花卉等の種苗費や簡易資材購入費、栽培管理用機器購入費に対する補助や、ビニールハウス整備事業に補助を継続的に行ってまいりますので、活用していただきたいと考えております。

次に、少量多品目の品揃えについてですが、今年度、新たに新規作物導入支援事業を実施することとしておりまして、道の駅平泉の農産物等直売施設へのお荷を目的に、新規作物を導入し作付しようとする者に対し、種、苗木、肥料、飼料の購入費に補助を行います。

次に、町内出荷者の増対策ですが、出荷者登録者数の現状を申し上げますと、開業時150人が現在は約200人まで増えている状況で、現在も少しずつ増えている状況です。道の駅に出荷すれば売れるということが徐々に周知されてきており、非常にありがたいことだと認識していますが、さらに多くの農家の皆様に活用していただけるよう機会があるごとにPRをしてみたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

４番、三枚山光裕議員。

４番（三枚山光裕君）

それでは、まず第１項目の住宅等の改修への支援制度について伺います。

住宅改修については、建設水道課が所管となると思います。高橋誠建設水道課長は３月まで、２カ月前までは議会事務局長でありましたから、ある意味で攻める立場から守る立場に、攻守逆転と申しますか、なったのかなと。テレビドラマで「敵は味方のふりをする」という台詞がありましたが、高橋建設水道課長であれば、味方は敵のふりをするということかなと考えたわけでありませぬけれども、もっとも議会においては基本的には同じ立場で、町民の利益をどう実現するか、そういうことでお互い取り組んでいるというふうに思います。

きのうの同僚議員への答弁、そしてきょうの答弁を聞きまして、町長は、議会での議論、そして論戦を踏まえて、立派な答えをこの住宅政策では出していただいたのかなと私自身は考えるところです。リフォーム助成にかかわる住宅改善への助成を考えると、他の市町村の事例研究を行っているということでした。この間の議論を通じて、永田町では、国民７割が反対する中で、国民

の声も聞かない強行採決という中で、当議会では健全な議論がされて、そのもとに、この住宅政策でも一つの方向性が出たのかなと思うわけであります。満額の回答かどうかはわかりませんが、そうすると質問がなくなるわけでありますから、私は、町長あるいは職員の皆さんが新たな住宅政策をよりよいものに、そして自信と確信を持って実現できるように、少し議論を深める立場から質問をしたいと思えます。

まず、評価と成果についてです。

町民の住環境の充実及び町内の商工業者の振興に大いに寄与したと答弁がありました。否定的なことはなかったと町は考えているのか、そういうことでよろしいでしょうか、答弁をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

否定的といいますか、町民の皆様には大いに喜ばれた施策だったろうというふうに思っています。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

私自身、今回の質問の準備の中で、住宅改修への助成がいかに大事なのか改めて深めることができました。住宅改修への助成は、建設業者や住宅改修をした町民だけの利益にとどまらず、広く平泉町全体にとっていいことだし必要なことだと思うわけです。

そこで、お聞きします。地域内循環型経済の構築などと言われていますが、その地域内循環型経済とはどういうことか、町の認識を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

町の行った施策によりまして、町内への波及効果が大きくなると、そういうことだろうというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

そのとおりでありますけれども、この循環型の経済、これをつくる上で、この間ずっと議論がされてきた住宅改修の助成でいいと思えますけれども、それが有効な手段の一つだというふうに思えます。

少し例を紹介したいのですが、秋田県では、県としてリフォーム助成をしています。2010年から2016年まで97億円のリフォーム補助金を7万6,481戸に出しました。工事額は1,500億円、経済波及効果は2,280億円だと試算できています。補助に対して工事額が15.5倍、経済波及効果は実に23.5倍となっています。

隣の山形県では、2011年から2013年間の3年間の試算を出しています。補助が28億円、工事費が20.8倍の583億円、それに波及効果194億円、合わせて777億円と言われています。28億円の補助で770億の経済効果、これは3.6億円の補助、それで100億の経済効果を生むということになるということです。計算すれば、28億割る括弧777億割る100億円ということで、3.6億円になるわけですが、一方で、公共事業でした場合はどうなるかという、同じく100億円の経済効果を生み出すには24億円が必要だそうであります。

つまり、住宅リフォーム助成事業は、少ない予算で大きな効果を上げる。なぜかという、通常の公共事業は、全て税金で消えてしまいます、もちろん物はできるわけですがけれども。一方で、リフォーム助成は大体1割の補助、隣も一関も1割、平泉は2割だったかと思えますけれども、つまり残りの9割は個人負担、個人資金です。それが一般の公共事業との違いとなります。さらに、補助があるから、当初は、そのうちリフォームをしようというふうに考えていた方が、補助があるということで早めるとか、それから、リフォームのほかに、今、太陽光とかあるいはバリアフリー、いろいろ補助があります。そういうのを積み上げることによって、補助額全体が上がっていく。そうすると、工事額そのものも上がっていくという、そういうことになるわけです。

先ほど、循環型という話をしましたが、この住宅リフォームというのは、どこでも町内のあるいは市内の地元の業者に工事を頼むということになりますから、ほとんどが地元にお金が落ちると。それで経済を回していく、すなわち循環型経済となります。こういう点で、町としては、この循環型経済、このリフォームの効果というのはどういうふうに認識されているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

リフォームにおける循環型経済ということでございますが、確かに県単位、先ほどお話がありました、県単位で考えれば、資材等を皆この県の中でクリアできるものでございますが、当町の場合を考えますと、資材購入あるいは備品等の購入につきましては、町外からの仕入れも多々あるだろうというふうに思います。ですから、今お話しされたような倍率での経済効果までは及ばないのであるだろうというふうに思いますが、ただ、それなりの経済効果は出ているだろうというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

7年間の平泉の住宅リフォーム助成ですがけれども、この間も何度か議論になりました。改めて、助成額、それから工事額、答弁をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

先ほど町長がお答えしました平泉町リフォーム事業の助成額、件数でございますが、233件、

事業費で4億753万7,000円、補助金で4,147万7,000円という実績でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

去年の決算委員会でもこれは議論になりまして、つまりこれでは平泉の10倍の効果ですよ、補助金に対して工事額というのは。だから、平泉でも10倍、全国でも10倍、20倍というのがあるわけです。こういう点で、非常に、ほかの公共事業とも違うし、このリフォーム助成というのが有効なのだということが一つははっきりしたのではないかと思います。

それではもう一つ、建設課長でしょうか、町内の大工さんの日当といいますか賃金は1日あたりいくらになっているかご存じでしょうか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

町内では1万6,000円前後だということを聞いてございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

大体1万6,000円から1万8,000円というふうに言われています。公共事業、全国的には2万円程度で、ところが実際は、大工さんの仕事をしている人の手元に残るのは1万5、6千円と、ここでは大体1万2、3千円というのが相場だそうであります。ですから、特に町外の業者にそれが行くと、いろいろ経費かかって、今の話だと1万6,000円という話でしたけれども、4,000円ぐらいがほかに行っちゃうということになるのですね、賃金として本来入るべきものが。やっぱりそこにも、地元の業者に仕事を落とすということは、循環型経済の上で大事だということです。改めて、町答弁にあったとおり、これから他町村のいろんな仕組みも深めていただいて、新年度予算といわず補正でもいいわけですから、金額、財政の問題ではないという答弁もいただいていますから、していただければと。

同時に、この点で最後になるのですけれども、やっぱり意義としては、循環型経済だけでなく、ここは神社仏閣も多いわけですし、世界遺産ということで、これからそうしたものの修繕というのにも必要になってくる。前の議会でも言ったとおり、建築業者の方は大工さんのなり手もないという話をされておりました。そうすると、この問題というのは、平泉としてこの先、そうした歴史的な建物とか神社仏閣、修繕していく上で必要な人材を確保することではないかなというふうに思います。

6月の広報に東下りの特集が掲載されておりました。会長の千葉庄悦さんにも話を伺いましたが、広報には牛車のやつが載ってまして、京都に行って、寸法もはかって、表具屋さんがつくったとお聞きしましたが、やっぱりそういうことがあって、この東下りも実現できているのだという話を聞きました。達谷窟の^{たがや}達谷窟さんにもお聞きをいたしまして、地元の昔からの大工さんがい

るので、そういった仕事をしてもらっているという話もしました。いずれも、やはりこうした平泉ならではの歴史的な問題とか含めると、やはり単に経済ということだけでなく、この技術をこの先も残していくというのは非常に大事なことだというふうに思いますので、そういった観点からも住宅政策を進めてほしいと思います。

なお、加えて言えば、2市4町、一関、奥州、そして県南4町の中でこの助成制度がないのが平泉だけでありましたし、もうちょっといろいろ調査をしましたら、西和賀町では住まいづくり応援事業という名前ですから、別にリフォームという言葉は使わなくてもいいわけですから、何かお聞きしましたら、この4月から西和賀のこの担当者の方が、当町に一般で試験を受けて入った方、その方が実はこの担当者だったということもお聞きしまして、びっくりしました。町長が本気でこのことを考えているのだなというふうに、まあ当たっているかどうかはわかりませんが、本当に感心をしたところですので、引き続きお願いをしたいと思います。もしこの件で何かあれば伺いまして、決意などをいいですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まさしく今、議員がご指摘のとおり、私も先ほど答弁でお話しさせていただきました、答弁させていただきましたが、そういった物凄い事業効果があった、まさに議員指摘のとおりであります。秋田県とは違っても、岩手県では、岩手県平泉町では、あれほどの二百何十件の効果、それも7年間という、まだ国のそういった事業がない時点で、町でそれを特化して、そして政策としてはじめて、その後、国の支援事業等も使いながら、活用させていただきながら、まさに経済ということだけではなく、地域のいろんな角度から、まさしく限られた財政の中で最大の効果を生むための施策を7年間もやらせていただきました。

しかし、さまざまな住宅に対してもですし、景観に対しても、そして町の、歴史と文化の町であるこの平泉を、さらにやはり住みよく、そして豊かな町を目指していくためには、そのみではやはりできない部分があります。さまざまな地域要望もあります。そういった中に応えていきながら、なおかつ有効的に活用するためには、今後対策を考えられます空き家対策であったり、店舗の、例えば先ほど阿部圭二議員の質問にもあったように、やはり買い物する場所も町なかになくなってというようなご質問もありましたが、そういった部分も総合的にやはり考えながら施策としてやっていかななくてはなりません。

あれもこれもということもありますけれども、あれかこれか、また、あれかこれかよりも、これしかできないということも実は中にはあると思います。それをやっぱり最大限有効的に活用するためにも、今後、住宅政策についてもさらに検討を加えていき、今年度も新たな支援制度もつくったわけですから、いずれ、新年度に向けても新たな協議会も設置されます。なぜ、協議会の意見を聞いてといいますか、やはり住民要望に少しでも届く部分、きめ細かに届く施策としてはやっぱり大事なところだと思いますから、そういった意味で、何だ、住民から言われないとやらないのかということではなく、やるということを軸にしながら、では、そのきめ細かさをどこに

求めていくかと、やっぱりその協議会の中で、きちっとやっぱり同じ施策としてやっていただくのは、これならどうだというような部分もご提案いただければ、だから町では考えないということではなく、そういったことも熟慮しながら、新たな展開を進めてまいりたいというのでありまして、その軸は、このリフォーム事業の効果が最大限に発揮されたというところから、今後は新たな展開をしていこうという、そういった内容でありまして、ご理解を賜りたいというふうに思っています。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

いずれにせよ、個人の住宅へのというさっき答弁も同僚議員にありましたけれども、そうではないのだということも、それから、これ西日本建設業保証株式会社というところがいろんなデータを出して参考になりますので、そんなことも含めて、いろいろ議論を深めて、いい結論を出していただければと思います。

さて、移りますが、次に道の駅平泉についてであります。

1カ月ということで、私が議員だからということであるかどうかは、いろんな意見が町内外から届きます。それだけでなく、マイナス意見ですよ、率直に言って。なかなかいろいろそういった具体的な話というのは、こういう場ですから、まだ1カ月ということもあるので申しませんが、それだけでなく、平泉町民だということ、やっぱり皆さんが、町民の方は行ったよというふうなことで、こうだったよということで意見を言われているようであります。厳しい意見もありまして。

それは、指定管理とはいっても、道の駅平泉はやっぱり平泉の一つの顔となっているということだと思うのです。町民の方も、いろいろ否定的意見も言うけれども、しかし、できたのだし、みんなで盛り上げていいものにしていこうということが共通となっているというふうに思います。町民みんなの財産なのだということだと言えらると思います。

したがって、最初にお話ししたように、まだスタートラインです。しかし、まだ1カ月とはいっても、日々課題の解決に努力が必要です。きのうの質疑にもありましたが、町と指定管理者の間と申しますか、状況について伺いたいと思いますが、日々と申しますか、いろんな協議ということ連絡をとり合わなければならないと思いますけれども、今この点では、課題の解決の上で町と指定管理者の意見交換の場が大変大事だし、会議なり協議の機会というのはどういうふうになっているのか、あるいは頻度、回数といいたいまいしょうか、どのように課題解決の努力がされているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご指摘のとおり、指定管理者として浄土の郷平泉を選定しているわけでありまして、平

泉町としては指定管理を委託しているという立場でございます。

先ほど来、何度もおっしゃっておられましたが、やはり1カ月ということですので、かなりのさまざまな施設的な問題、運営的な問題、または町民の皆様、来訪者の皆様からのご意見等いただいております。これらにつきましては、常に解決していくということで取り組んでまいっております。

この頻度が、一応、農林振興課のほうは、あそこに農林水産省の補助を入れておりますので、それらを実現していくということが農林振興課の大きな取り組みになりますし、私どもまちづくり推進課としましては、国土交通省と一緒につくっていくという形で、施設全体の運営というものをやっておるところでございます。それで、一部の皆さんからは、まちづくり推進課より農林振興課がいっぱい来ているなどおっしゃっているという意見もいただきますけれども、オープンした以降に関しましては、やはり農林振興課の頻度は多くなるものであろうとは思っておりますが、担当者レベルでいきますと、ほとんど毎日のように行っているということかと思えます。ただ、これも基本的には、何度も昨日も申し上げましたとおり、毎日ずっと行かなければいけないのかということではないだろうとは思っております。

ただ、今現在、まだオープンして日も浅いこと、さらには、まだ1年間もたっておりませんので、今後もさまざまな課題等が出てくるものと思っておりますので、その辺につきましては逐次かかわって、解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。これは、ソフト、ハード面にかかわらず、さまざまな問題が出てくるものと思っておりますが、当町といたしましては、議員皆様も当然かと思えますし、町民の皆様も同じ思いだと思いますが、道の駅を成功させるという一つの大きな目的に向かって、みんなで一緒に取り組んでいるというものであろうというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

道の駅全体、まちづくり課にかかわる問題といいたいまいしょうか、その辺については、今、八重樫課長が答弁されたように、いろいろ指定管理の関係等があって、そう簡単に、右と言ったら右という問題ではないというふうにも承知していますが、いずれその辺については、とりわけレストランのほうだけは、やはり食事の場合は、1度食べて口に合わなかったら、なかなか2回目は足が遠のくということだと思うので、そんなことも含めて引き続きの努力をお願いしたいということで、農業振興に移りたいと思えます。

住宅政策もそうですけれども、町長も言っています、やっぱり農業、これも地産地消とか地域循環という点では非常に大事だ。その拠点が道の駅になろうと思えます。

そこで、課題3つほど、農産物の数が少ない。それから、珍しいものだと思うのですね、数が多くなくても、そういうもの。それから、何よりもここなのだろうと、農家、農業者の積極的な取り組み、これが課題だと答弁がありました。端的に私なりに考えると、道の駅全体の評価につ

いても、農産物、野菜が充実すると、これが集まると、かなりのところは、この課題というのは、私は聞いている町内外の方々の心配といたしますか、ご意見の大方が解決するのかなというふうに考えています。つまり、町内の農家、農業者にどう出荷してもらうことだというふうに思いますが、お聞きします。

登録者は200人と答弁がありました。この間の道の駅に行って聞いてきてたら、あのときは180ぐらいだったので、また増えたのかなと思いました。そこで、町内、町外の内訳、それと実際に町内の登録者で出荷している人の数、あるいは野菜の種類か野菜全体に占める割合かでもいいのですけれども、町内の野菜の比率というのは今現在どのくらいになっているのか、わかればお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

今現在は190人の登録ということで、200人ということですが、正確には190人ということで、町内が80人、町外が72人の農産物の出荷者ということです。あとそのほかにつきましては、農産物以外ということになってございます。この2週間でまた1人増えたというふうなことでございますけれども、あと、野菜の割合につきましては、パーセンテージについては、後ほど調べてお答えしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

見ても、たぶん町内の野菜というのは少ないというふうに私は認識していました。なぜ出荷しないのか、野菜がないのかということなので、その辺はどういうふうに捉えていますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

オープン当時から見れば、徐々に出荷者が増えていると、オープンのときは150人ということでしたので、時期的な問題があるかと思えます。そして、道の駅で売れてきているということが周知していければ、徐々に増えてくるものというふうに思っております。

なお、園芸野菜につきましては、やはり米と違いまして、栽培管理等に手間がかかるというふうなこともありますので、そういったところから、そう簡単には増えるものではないというふうに思いますが、各種補助事業等を使って利用していただいて、ぜひこの道の駅を活用していただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

私としては、野菜はないのではないというふうに思っています。もちろん専門的に農協とか産直な

どに出荷するという人は少ないかもしれませんが、野菜はどこでもつくっているわけですから、そういう点ではちょっと工夫が必要なかなと思います。

そこで、なかなか否定的なというか、どうも最近まで私もマイナスの話しか聞けなかったものから、この間、出荷されている方の話もお聞きしましたので、ぜひここは紹介したいと思ったのですけれども、長島の方で女性なのですけれども、とにかく野菜を出すのが楽しみだと言っていました。本当そんな話を聞いて、うれしかったというかほっとしたわけです。大根なら5本くらい、多くはありません。畑から抜いて洗うと、テープをかける、新鮮野菜とか何か、たぶんあれだと思えるのですけれども、そして道の駅に持っていくと、駅でバーコードに必要な情報、値段を入力して、陳列棚に並べるということだそうです。おおむねこんな手順でやっているのだなということなのですが、バーコードなんか何となく面倒くさそうなのですけれども、道の駅に出荷するようになって初めての作業だったそうですけれども、すぐ慣れたと話していました。

ある日はキャベツ5個を持っていったそうでありました。そして、いつものように棚に並べて、やれやれとトイレに行ったそうです。そして戻ったら、もう既にその5個のキャベツが売れてなくなっていたと言っていました。驚くやらうれしいやらで、本当にうれしくてたまらない、そういう感情だったと話していました。これは本当に農家冥利に尽きるといいますか、自分がつくった野菜がその場で売れる、こんなうれしいことはないと思います。そういうことなのだろうと思いました。

その方は、ラッキョウ、大根、キャベツ、それから練りがらしなどを出荷しているそうでありました。この練りがらしが、それが売れるということで、前は一関の市役所の隣のAコープ、それから悠久の湯に出してあるのですが、なかなか売れなかったそうでありました。ところが、これまで道の駅に4回運んだそうです。合計60個、300円、消費税ありますから、4回行って1万9,440円だそうです。本当に、今は自宅の前にちゃんと練りがらし、今伸びてきまして、もうちょっとたったら新しいのをということをやっていました。そういうことで、4回でこのぐらい、お金のことを単純に言っているわけではないのです。でも、10日に売り上げが振り込まれるそうでありまして、楽しみだとも言っていました。

でも、その方が言っていたのは、最も大事なのは生きがいだと言っていました。退職されて10年から20年まではいかないかと思うのですけれども、女性の方で、それが非常に印象的だし、大事なことだと思いました。道の駅まで長島からだったら5分しかいかない。1日2回行くと。そして新鮮な野菜が運べると。こんないい条件はないとも話していました。

だから、やはり、ちょっと長くなりましたけれども、そういうところが広がっていけば、もっとももっとこういった出荷者も増えていくし、と同時に、いろんな支援策の話、農林振興課長からありましたが、去年6月かにハウスの問題、私、質問して、制度はつくったけれども借りる人がないという話がありましたが、大事なのは、あの制度、いろいろ支援策ないとか町長の答弁ありましたが、これは大事だし、必要な支援策は何でもやるという立場が必要だし、そういう立場でいるのだなと強く感じました。町の立場は明確なのだなど。

ただ、最も肝心の今の課題、この野菜は、これは集める工夫が必要なのではないかと、登録者

というふうに限らない。実際、出している方も少ないということがありますが、それは、指定管理者、退職された方もいたというふうに聞きましたが、なかなか実際は手が回らないのかなと思います。そういうときに、この辺はどういうふうに考えるのか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

今、議員おっしゃるように、農家の生きがい、これがやっぱり非常に大事なのかなというふうに思いますし、そうしたちょっとした売れた喜びとか、そういったものが地域の高齢者の方々に浸透していけばいいのかなというふうに思っております。

そうなってくると、出荷のことになってくるわけですがけれども、現在のところ、トラックで回って歩いて集荷していくというふうなことまでは考えておりませんが、今後、まちづくり推進課と一緒に、月1回ぐらいの定例会等も持っていきたいというふうに思っておりますので、そういった中で、出荷者の中からもそういった意見等があれば、それを踏まえて検討する項目には上がってくるのかなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員が今おっしゃったとおりで、道の駅の設置の目的自体がもうそこに大きな柱を据えているということでございまして、今現在、地域懇談会を行っておりますが、その都度、各行政区でも行きましたときに、ぜひとも皆さんで出荷してほしいということをお願いしているところでございます。

その中でも、今、議員のご質問にあったような形で、小規模な方がちょっと出しにくいのではないかというご意見もやはりいただいております。そこにつきましては、道の駅の指定管理者とともに協議いたしまして、よりよい方向で町内の野菜を効率的に出せるような形の仕組みづくりというものを検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

ことしですか、農林振興課主催といいますか、農業の懇談会が開かれました。去年の12月17日か何かに、もともとは町長が、集落営農のそういった組織も野菜づくりなどでできないのかというような答弁があって、その具体化だと思うのです。それを受けてというふうに聞いていたのですが、農業の懇談会が開かれました。その中で、私は、長島3カ所開かれ、3カ所とも行ってきたのですが、簡単に3つぐらいでいいです、こういう意見があったと、長島のことだけでもいいのですが、大体ここがいわばハードルというか障害というか、この辺がなかなか野菜づくりにつながらない部分なのかなというふうにあったかと思いますが、紹介していただければ。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

地域農業を考える懇談会ということで、10年後を見据えた農業というふうなテーマを設けて、2月16日から3月1日まで9会場で延べ117人に参加いただいております。

いろいろ出ていますけれども、まずリーダーが、地域を引っ張っていくリーダーが欲しいというふうな意見が結構出ていました。それから、やはり先ほども申し上げましたけれども、園芸作物については手間がかかると、それでなかなか取っつきにくいというふうなことが出ております。それから、あとは初期投資が必要だと、これはそのとおりですけれども、そういった意見、それから長島地区につきましては、特に中山間地域をもう少し、草刈りというふうなことだけでなく、生産に皆さんでまとまって持っていけないものかというふうな話をしたところ、石ころとか結構そういったものが出てきて障害にかなりなっているというふうなこと等が出ております。ただ、あと長島地域では、長島地域全体の何かそういった組織ができないものかなと、こういった懇談会などの話し合いは非常にいいので、これからもそういったことで、こういうのがきっかけになって、そういった協議会みたいなものができればいいのかなというふうな話もいただいております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

長島では3つ、課題というかいろいろあったので。1つは、東部土地改良区の賦課金の問題が3会場とも出ました。それから、石が多い問題が出ましたね。それから、ここは米の単作地帯だというのが随分挙がって、その辺も根強いなと思いました。だから野菜をつくるというのはなかなか大変だという話も聞きました。なるほど、1件しかないというのですが、長島にピーマンをつくっている方がいまして、今、まだトンネルなのです。今度は大きいハウスをつくって、町の補助金借りられないかという話を聞いて、当面は、JAではこの間、ピーマン部会10人ぐらい増えたのだそうです、ことしで。それで、去年から始めた方ですけれども、当面、農協ということになるのでしょうかけれども、いずれ面積を広げたら道の駅にも出したいなというふうに考えているそうであります。

そういうことで、やはり石が多いなんていう問題は、そういう中でも長島では立派な農地をつくってやってきたわけで、先人たちの思いをすれば、そんなに困難なことではない。ただ、後継者がいないとか、年齢を重ねてくれば、新しいことを始めるのは大変なのだと思うのですよ。だから、さっきリーダーの話がありました。誰かがやっぱり引っ張っていきなり肩をたたくなり、こういうふうに、そんなに大変ではないのだよと。実際土地がある、みんな野菜つくっている。我が家だってたった2畝ですけれども、つくっているわけですよ。それで、もらうこともあるし持っていくこともある。あるいは親類に送ったりすることもあるわけですから、実は野菜はあるのです。だから、ある農家の方も、3、4人、車がない人、どこかに持ち寄って誰かが集める。そうすると当面、端境期は過ぎましたから、そうやって野菜は確保できるというのが1つ、当面

の今の問題です。

それから、やはり冬物、ハウスが必要になってくる春場、春先はということでは、いろんなハウスの支援とかというのにも必要。それは、ちょっとスパンが長くなるということで、時間が必要です。ただ、今、打たないと、来年の春、また野菜がなくなると。たぶん、鮮度の問題、言われます。盛岡とかほかから持ってきて、管理の問題もあるかもしれませんが、やっぱり鮮度は落ちるわけですね。さっき言ったように、5分で来ると、これは戸河内でも同じだと思うのです。

そういったことで、それこそ私と別に対立する問題でもないし、それこそ、あまり私は好きな言葉ではないのですが、町長はチーム平泉と言いますが、まさにこれはそういう町民挙げて取り組む課題であろうと思います。時間も来ますので、そういった点で、ここは町長のリーダーシップ、職員の知恵と力、いっぱいいいものを持っていると思うのですよ。そこを引き出して、必ず成功に、しかも、まだ1カ月も事実だが、まだ1カ月だということに安住しないで取り組みを強めていただきたい。町長の決意を伺って、私の質問とします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

決意は定まっておるものでありまして、議員が先ほどから申し述べていただいたように、道の駅は、そういう新たな商工農の連携をこの町にきちっとさらに根付かせながら、自立、そして持続可能な地域をつくっていくというのが、そしてここに生まれ、そしてここに住んでいた人たちが、住む方々が、ここで暮らしてよかったなというのを、そういう思いを最後は感じる、そういう地域にしてみたいと思います。

そんな中で、特に道の駅は、先ほどもありましたが、また、当地方は元来やっぱり米を、米単作で、そして勤めながらできる、県内でもやはり特有のそういう単作でやれた地域でありました。当然当初もハウスだったり花だったりありましたが、それにプラスして畜産、そして果樹だったり、そういった地域でありました。

しかし、今、この地域が新たな農業の参入をしながら地域力をつけていくという場合は、やはり道の駅が一つは不可欠だったのであります。それは、大量に農協であったり市場に出荷するという、そういうスタイルにいくことが、なかなかやっぱり厳しいものがあつた。しかし、少しでも、現在、中山間を今後どうするかということも含めながら持続的にやるためには、やはりそういったところでも少々の野菜であったり、旧来からやられております、さまざまな栽培されております多品目の品種が町内回ってみると多くあるわけです。それをやっぱり少しでも出せる、そして出したことによって、今、議員がおっしゃったように物凄く喜びを感じる。

実は、先日の日曜日でありましたが、21年間続いている産直ひろば日曜日、農協のところで日曜日やられておりますけれども、実は昨年11月、ことし最後の市場だというときに、来年は道の駅ができるから、私たちも今回で恐らく終わりだねという、実はお話も話されました。そのときに、いや、道の駅は道の駅だと、日曜市は日曜市なのだから、それをやっぱり灯をともし続け

るということは、やはり新たな取り組みである道の駅ができたのも、あの方々がやっぱり地域でそういうものを持続的に21年間も続けてきたからこそ、今回の道の駅のオープンにつながったというふうに思っております。そうした一人一人の大きな思いが、あの道の駅に寄り添ってあるわけですから、それをさらに発展的に進めていく所存でありますし、なお一層、議員の方々からも積極的にご参加をお願いいたしたいと思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

先ほどの三枚山光裕議員からの一般質問に対し、菅原農林振興課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

先ほどの三枚山議員からのご質問の中で、出荷農産物の町内の割合はどれくらいかというふうなことですけれども、いまだ半分は市場から来ているということで、残り50%が町内と町外ということで、町内につきましては、20から30%ぐらいというふうなことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

通告7番、佐々木雄一議員、登壇質問願います。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

通告7番、9番、佐々木雄一です。

さきに通告しておりました2点についてご質問いたします。

まず、公文書管理条例についてご質問いたします。

平泉町においては、公文書に関する条例等に該当するものは、平泉町役場文書取扱規程だと思われませんが、国の公文書の管理に関する法律、ここでは略して公文書管理法と言いますけれども、この公文書管理法に基づく平泉町の公文書管理条例を策定すべきであると考えます。それについて伺いたいと思っております。

公文書管理法は、平成23年4月施行されました。制定のきっかけは、消えた年金記録、海上自衛隊補給艦とわだの航海日誌の保管期間満了前の廃棄、防衛省の装備審査会議の審査議事録不作成、さらにC型肝炎関連資料の放置問題等、たび重なる文書管理の不適切さを示す事件が社会の

耳目を集めた結果でありました。このことが公文書管理の重要性の認識を高めたことは間違いありません。

公文書管理法の目的である第1条では、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」となっております。

同法案の第34条では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と努力義務になっております。この努力義務になった経緯を会議録等で見ますと、当該地方公共団体に努力義務をどのような形で果たさせるべきか何ら定めていないが、地方公共団体における文書管理は地方自治法上の自治事務に該当するため、法律による一律規制にはなじまないとの判断が働いたとされております。

また、国においては、行政機関情報公開法の同施行令において、行政文書の管理方策に関するガイドラインに基づいてある程度統一的な文書管理がなされており、公文書管理はこのような統一的な文書管理体制を前提として制定されていると。しかし、地方公共団体における文書管理は、それぞれ文書管理規則、規程の内容、保有文書量、年間発生量、発生形態、電子化の進展状況、文書管理システムの導入の有無、ファイリングシステム導入の有無、公文書館制度の導入の有無など千差万別であり、国と同様の文書管理をしてきたわけではない。これらに目をつむり公文書管理法を焼き直して公文書条例を制定しても、実態から乖離し、実効性に乏しいものとならざるを得ないので、標準条例を作成することは困難であるということで努力義務にとどめたようであります。

公文書管理法の施行後の総務省自治行政局行政政策支援室による、平成27年3月、公文書管理条例等の制定状況調査結果によりますと、条例、規則、規程、要綱で各自治体では整備されたものの、歴史資料として残す文書の選定を行う仕組みや専門家の関与を盛り込んだが、文書の適正管理を努力義務とするとうたったことが災いしてか、条例制定や公文書館設置まで進んでいないと報告されておるところであります。

当町では公文書条例へ進んでいない理由を伺いたい。また、平泉町役場文書取扱規程ではあるが、今後、歴史公文書を後世に受け継ぐシステムである公文書管理条例を制定する考えを伺いたいと思います。

公文書管理法以降、全国自治体では、公文書管理条例や保管する公文書館などが次々と計画されております。国立公文書館によりますと、公文書館または公文書センターは全国37都道府県が設置済みであり、東北でも平成27年に青森県、平成29年には山形県が施設を開設し、福島、秋田、宮城県の5県で既に設置されております。残念ながら、岩手県はその動きがないという報道であ

りました。県内の市町村についても同様であります。

ことしの5月、秋田県大仙市では、東北で初めて、全国で36カ所目の公文書館が開設いたしました。今後、宮城県仙台市や秋田県横手市などでも設置を目指しているようでございます。平泉町総合発展計画では、公民館、図書館を計画されておりますが、その際に公文書館を併設することが可能か伺いたいと思います。

次に、平泉町例規集の運用について伺います。

平泉町の条例を網羅した平泉町例規集とインターネットで利用する例規システムがあります。例規集は紙ベースであり、例規システムは電子データで、利用形態によって使い分けておるところでございますが、情報化の進展とともに例規システムだけで移行できる環境が整ってきたと考えております。

ここにありますとおり、例規集2分冊でおよそ10キロぐらいあります。例規集を持ち歩くという機能的にも実用的においても前時代の遺物のように、今回議会に初めて議員になられた方々は驚いたのではないのでしょうか。紙媒体の例規集を必要とするならば、必要箇所をプリントアウトすれば使用も可能であり、歴史公文書とするのであれば、最低限の冊数で済むのではないのでしょうか。

例規集と例規システムの昨年度の維持費はいくらか、また過去5年間の維持費、追録、データ更新料についても伺います。このまま例規集と例規システムの併用は、事務の運用上からも費用対効果からも、今後も継続をするのか伺いたいと思います。併用するにしても、維持費削減策があるかもあわせて伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、佐々木雄一議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の公文書管理条例についてのご質問であります。（1）公文書等の管理に関する法律が施行された後の総務省の調査によると、条例、規則、規程、要綱で各自治体では整備されたものの、歴史資料として残す文書の選定を行う仕組みや専門家の関与を盛り込んだが、文書の適正管理を努力義務とするとした関係なのか、進んでいない理由を伺いたいのご質問にお答えをいたします。

公文書等の管理に関する法律では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」との努力義務が規定されております。

本町におきましては、文書の選定に専門家の関与はございませんが、平泉町役場文書取扱規程に文書の収受、処理、保管、廃棄、保存など基本的事項を定め、現在はこの規程にのっとり文書管理を行っているところであり、当面はこの方法で文書の適正管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、（2）当町では平泉町役場文書取扱規程であるが、今後、公文書管理条例を制定する考

えを伺いたいのご質問にお答えをいたします。

ただいまも申し上げましたとおり、平泉町役場文書取扱規程に基づき文書管理を行っているところでございます。適正な文書管理は、貴重な歴史資料を後世へ伝え、町として町民に説明責任を果たすためにも重要なものであると言えます。

今後につきましては、平泉町役場文書取扱規程及び平泉町情報公開条例を必要に応じて改善していきながら、引き続き適正な文書管理や情報公開に努め、条例化につきましては、県や近隣市町村の条例制定の状況及び実効性等を踏まえ、今後の研究課題としていきたいと考えております。

次に、（３）公民館、図書館建設を計画するようですが、その際に公文書館を併設することは可能か伺いたいのご質問にお答えをいたします。

公文書館の設置は、歴史的、文化的価値を有する町民共有の知的財産である公文書を、町民に迅速かつ容易に提供することができる面において非常に意味のあるものであると考えます。しかしながら、公文書館は全国で広く普及した施設とは言えない状況であり、設置にあたっては公文書管理条例の制定同様、今後の動向を踏まえた上で慎重に検討してまいりたいため、現在のところ併設は考えておりません。

次に、２番の平泉町例規集の運用についての質問の（１）例規集の維持費はどのくらいかのご質問にお答えをいたします。

例規集の維持費につきましては、例規システムの基本使用料に加え、紙媒体の例規集の追録代、例規システムの更新料が例規を加除するごとに発生します。平成28年度の実績では、例規システムの基本使用料が年間110万1,600円、追録代が248万5,080円、データ更新料が236万9,108円、年間合計595万5,788円となっております。５年間では、システム使用料が550万9,800円、追録代が815万2,920円、データ更新料が777万2,444円、５年間の総合計が2,143万5,164円となっております。追録代とデータ更新料は、１ページあたりの単価契約となっており、例規改正の量によって額が左右されることから年によって変動が生じております。

次に、（２）紙ベースの例規集とシステムの併用は今後も継続するののかのご質問にお答えをいたします。

当町では、現在、紙媒体の例規集とインターネット回線を介した例規システムとを併用しております。インターネット回線を介したシステムは、膨大な例規の中から迅速に必要な例規情報を探し出すことができるという点でメリットがございます。また、紙ベースの例規集については、会議録、インターネットの使用環境下でない場所での使用に適しております。あわせて議会におきましても、議場への電子機器の持ち込みが禁止されておりますことから、紙ベースでの例規集を持参している現状がございます。今後につきましても、紙ベースでの例規集とシステムを併用することで、それぞれの利点を生かし状況に適した手段で例規情報を取得できる環境を維持してまいりたいと考えております。

次に、（３）維持費削減策はないのかのご質問にお答えをいたします。

現在、紙ベースでの例規集は、議会分も含め53部の加除を行っております。今後各課において必要部数の精査を行い、部数を減らすなど維持費の削減に努めてまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

当町では私の質問はゼロ回答のようでございますから、その実態についてちょっとお伺いしたいと思います。

努力義務とはなっておるが、岩手県もはじめ、県内全部が何か法律、努力義務だからほっぽって後でやってもいいのだというような感覚でおられるのかとは思いますが、実はこの公文書管理法において、歴史的な文書、要するに公文書は歴史的な文書だよという位置付けをはっきりと示しているわけです。そして、国民にその利用請求権が発生しているということは、情報公開条例と同じで、町民なり国民が使いたいときに請求すれば開示しなければならないというような法律であります。

そして、何よりもこれは公文書において、次世代にそれをどう残すかというのがこの法律の趣旨かと思えます。それからすると平泉町の役場の文書取扱規程は、文書をどう取り扱うかを、そのことだけを決めておるわけです。その中で分類して、永久保存と10年、5年、3年、1年というふうな区分をして保管をするということでございますが、その保管庫の書架といいますか、その容量については今どのような状況なのかお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

文書保管、ただいま議員からご指摘ありましたとおり、それぞれ文書の内容によりまして保存年限等が決まっております。

いずれ、文書保管庫の容量でございますけれども、今、保管容量はほとんど9割方埋まっているような状態でございます。残余が少なくなっている状況というような問題はございます。いずれその中で、適切な形で管理というものをしなければならないものでございます。ただ、その場所につきましては、今後、公民館、図書館という施設の建設計画等これから予定しているわけでございますけれども、それらの中で公文書の移管というふうな場所につきましては、その中で図書館のスペース等々を活用した中で移管するような方法を、首長の定めでできることとなっておりますので、そういうふうな方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

9割が埋まってどうしようもないということでございますが、図書館も閉架図書ということで表に出していないで保管する書庫がございますが、それが満杯になって文化祭の折に町民に無料で配付したと。その中には文化遺産関係の研究資料等も散見されたわけですが、これらについて、文化遺産センター所長にお伺いしたいと思うのですが、文化遺産センターにおいては、その五分

類の中で永久保存以外について、平泉町の文化にかかわる発掘等をされておりますから、それらの部分で10年、5年、3年、1年という廃棄すべき書類の中で残すべき書類が、過去にそう思った件数はございましたか。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

文化遺産センターのほうでの文書の保管ですけれども、基本的に文化財関係は永久保存だという認識のもとで今までずっとされておまして、現在でもそのように保存しております。実際に文書については書庫がございまして、そこに本棚がありまして、そこに開架しているような状況で、あとはその中で施錠して管理しているというような状況であります。

これまでに廃棄したものについては、ごく軽微な雑件というか、何というのでしょうか、回覧に近い類いのものであるとか、そういったものしか廃棄はしてございませんが、これは残すべきだったというようなものについては記憶にはありません。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

永久保存と10年の文書の違いというのはどのようなものか、その判断はセンター所長に任せられていると思うのですが、文化遺産に関する部分は全て永久保存だということで胸を張られておるわけですが、その保管庫の状況は、本庁舎と同じではなくて地下1階におさめているのですか。どこにおさめているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

文化遺産センターの2階の書庫がございまして、そちらのほうで全て保管しておるところです。

容量は、やはりいっぱいいっぱいというか、ほかの観光図書、寄贈いただいた図書なんかも入っていますので、かなりいっぱいいっぱいではございますが、そういった寄贈いただいた図書のほうも整理しながら文書のほうを保管しているというような状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

庁舎内のそれぞれの課の文書管理は、その課で1年間保管し、その後、総務課長と相談の上、廃棄しているということでございますから、総務課長が今までの経験の中で、平泉町ではそういう廃棄すべきとされたけれども残すべき文書は散見されなかったか、経験上、お知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

その内容では、私の、総務課長の考えというようなことでございますけれども、私一人の一存の中では判断しかねるものもございますので、それらについては、また再度その担当課の意見等も聞きながら、これについてはこの年数でいいのではないか、これは永久保存ではないかというような形を決めさせていただいて、今にあたっているところでございます。

いずれ今までも書類内容そのものの全てを承知しているわけではございませんので、いずれその担当所管課の意見を聞きながら、その内容に応じて処理をさせていただいているというような状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

歴史というのは、ある意味では記録が重要だなという新聞記事がございましたので、ここで紹介したいと思うのですが、目にした方もおと思うのですが。恐竜の化石について、今まで私は習ったので、茂師竜といって岩泉で発見されたのが国内の最初の恐竜の化石だということでございましたが、先ほど下関の方が高校生時代に発掘し、スケッチし、写真を撮って日時を明記していたものを、52年ぶりに福井県の恐竜博物館に鑑定を依頼したと。そのことによって、岩泉の茂師竜よりも古い時代に、10年前に恐竜の卵の化石を発見していたというふうに変わっているのです。これは研究史を変える出来事であります。

このように、平泉町も遺跡はいっぱいあります。ですが、文書等が焼かれてほとんどない状態。文科省に行くと、担当者、事務次官からは、国立博物館の要求をしますと、京都、奈良と比べても研究文献が少ないということを言われます。それを補完するのが発掘等で出た資料等だと思うのですが、これらの保管を、やはり平泉町は世界遺産と言われているが、それを裏づける文書、ましてや国立博物館を目指すとなれば、それらの記録が大事になってくると。そんなことは言われなくてもわかると言われるかもしれませんが、ここら辺でこの公文書に関しても同じ扱いで考えていくべきだというふうに思うのですが、今まではどちらかというところから庁舎内だけで分類に分けて保存なり廃棄をしてきたわけですが、これからは廃棄する時代ではないと、そういうふうに法律が変わったわけです。その法律に沿ったことを、ご回答では、取扱規程とか情報公開条例で対応するというのですが、それで十分でしょうか、課長、お答え願います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

文書取扱規程の中で、文書の收受、処理またはその保管、廃棄、保存については十分であるというふうに考えてございます。

ただ、保存場所等に関しては、いずれ先ほども申し上げましたとおり容量不足ということは否めませんので、これについては新たに設けなければならないというふうには思っております。いずれはその中で、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、新たに計画しております図書

館というスペースの中で、そういうものを見出しながら対応していくほかないのかなというふうな現状にあらうと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

多少前向きな話ですから、その話に乗ると、それをするにもやはり条例が必要だと思うのですよ。取扱規程ではそういうことにはならないと私は判断するのです。ですから、岩手県がやってない、両市がやっていない。やっていないからではなくて、町長は先ほども、歴史と文化の平泉だと言うのであれば、そこら辺はやはり矜持を持って先んじてつくる意気込みというか、気概を持って取り組むべきだと思うのですが、もう一度決意を伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

いずれ町民の重要な財産であるこのような文書の保管でございます。いずれ重要な内容でございますので、これからも十分な形で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

これが条例で規定しなければならないものかも含めまして、いずれ町民の重要な財産でございますので、その徴収等々と並ぶ重要な案件であるというふうなことであれば、条例規定が妥当であるというふうには考えますけれども、それらも含めまして検討した中で対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

早速取り組んでいただきたいというふうに希望を述べておきます。

さて、例規集、私は大変お世話になっておりますけれども、これについてはもう4年ぐらいになりますかね、にも質問しておるところです。その際にも、インターネット環境がないところで使うというような話もされております。ですが、必要な箇所、この冊子を持っていかなければならないような部分が本当にありますか。会議で必要な箇所を役場のプリンターだと5分で大体どの条例もアウトプットするのではないですか。

それで、費用が先ほどお話がありました年間500万なり、例規追録はページ数によっていろいろ変動はするということでありますから、それは変動しますが、いずれにしても2つのシステムといいますか、例規集とそういう例規システムを使うことによって費用がかさんでいることは確かであります。

そして、例規集を減らすことを今後考えるというのですが、この53冊、議員全員12冊、そのほかに予備11冊、そして各課、出先機関ということになっております。これの使用頻度なり、本当

に開いているかどうかということとはなかなか聞くことができませんが、あえて聞かせていただくと、平泉保育所では例規集をどの程度開くか、実態はどのような実態にあるのかお聞かせ願えればと思います。急で申し訳ございません。

議長（佐藤孝悟君）

佐藤平泉保育所長兼平泉幼稚園長。

平泉保育所長兼平泉幼稚園長（佐藤京子君）

例規集につきましては、平泉保育所、平泉幼稚園では、臨時職員さんの雇用の関係ですとか、あとは消耗品とかのいろいろな備品とか購入する際とかには活用するようにはしております。職員がとにかくみんなが、全職員が、例規集を活用できるようなところで声がけをしながら、日々活用しているというところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それは紙ベースですか、それはパソコン画面からですか、そのこの区別もあわせてお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

佐藤平泉保育所長兼平泉幼稚園長。

平泉保育所長兼平泉幼稚園長（佐藤京子君）

紙ベース、保育所と幼稚園にワンセットずつありますので、それを活用もしますし、それから職員はそれぞれのパソコンで見ているというふうな状況でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それは紙ベースがなくても用が足りるということだと私は理解するのですが、庁舎内でも利用については、回答ではこれを持って会議に行くとか、いろんなことを回答されておりますけれども、本当はもう例規システムに一本化して必要な箇所だけプリントアウトしたって、年間10万かからないのではないですか。そして、それを歴史的な公文書として残したいというのであれば、予備も含めても2冊程度で済むのではないですか。そうした場合に、この契約行為はこの例規システム自体の年間使用料にはね返ると思うのですが、そこら辺はどのようなことになりますか。

議長（佐藤孝悟君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

例規集の問題の関係ですが、実情をこまくということの質問内容が続いているようですけれども、いずれ考え方として、やっぱり紙ベースの例規集を全くなくすというわけにはいかないというふうに考えております。ただ、議員お話しのとおり、そんなに53冊もですか、必要なのかとい

うこととなりますと、答弁にも入っておりますけれども、いずれ検討をさせていただきますということでございます。

もうシステム入っているのだから、その分を全部抜き出して、それで用は足りるという、考え方としては、最近はそういうふうになるべきだという考え方もあるとは思いますが、やっぱり紙ベースもないとかなり難しい場合があります。私も使いますけれども、例としてインターネット環境のないところの会議室というようなことで説明はしておりますが、法規審査委員会なりいろんなことをやるには1つだけではなくて、関連する例規を全部まず開かないとできないこともございますし、いろんな使い方があるわけです。もし、必要でないものも確かにあるかと思いません。ましてや課に1セットずつなければだめかという、2課に1つでいいのではないかということもあると思いますし、いろんな考え方があると思います。

確かに、この例規の加除で昔からかかり過ぎておりまして、何とかこれを削減できないのかというようなことは随分頭を悩ませてきた経緯がございますので、いずれもう少し、もう少しといえますか、紙ベースを減らせればかかる経費が減ることになると思いますので、その辺も含めて、そして、今二重にやっていますから。ただ、全く片方だけというふうには今ここで申し上げるわけにはいきませんが、検討させていただくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

なかなか理解しがたいのですが、その中で、法規審査委員会で関連する法規をどこでやるのですか。庁舎内でやるのでしょうか。庁舎内でLANのついていないところであるのでしょうか。そこになぜそういう端末を持っていかないのか、いけないのか。

あとは、回答によれば、議会では電子機器が持ち込めないということだから紙ベースが必要だという理由にされておりますが、議会でもほかの市町でもタブレットで紙を使わない状態にどんどんなってきています。県議会においてもその方向で進んでいるやに聞いております。一関市でもタブレットの導入を具体的に進めていると聞くところです。そうしたときに、タブレットとこれ、これはどうやって使うのですか。1つにまとめても、先ほど言われた法規審査委員会で関連する条例を見ることがあると言われますが、それは庁舎内にLANを張ってタブレットなりで共有して見ればいいわけです。必要な箇所を、加除等をするのであれば、プリントアウトして紙ベースでそこはおろしてやれるわけです。そういう事務効率も含めて、やはり庁舎の情報システムといえますか、例規システム入れてどのぐらいになりますか、総務課長。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

例規システムを当初に導入したのは、平成17年と記憶してございます。それから平成22年に今のシステムに更新しているというような状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

当初入れてからもう12年たつわけですね。それをずっと併用していたがために、5年でこのぐらいの額ですから、1,000万、それを全部削れるわけではないですが、その半分としてもそれだけの費用をかけてこざるを得なかったかという判断はちょっと遅いのではないかと思いますし、また議会でも今後、議会のそういうペーパーレスの時代に合ったことも検討せざるを得ないと思いますし、それは当局ともすり合わせをしていかざるを得ないと思います。

いずれそういう、無駄とは言いませんが、残せるものは残さなきゃだめだと、歴史的な公文書として、それはわかります。それと同時に、効率的な行政運営をするという観点からもちょっと逸脱しているのではないかと思われましたので、余計なことではありますが質問させていただきました。

いずれゼロ回答だったので暗闇にありましたが、先ほど多少明るい回答もいただきましたので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで佐々木雄一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時05分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告8番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

それでは、さきに通告をしてございました質問事項2点についてお伺いをいたします。

まず1つは、平泉町社会福祉協議会の現状と課題でございますが、平泉町社会福祉協議会に対して、本町は各種の事業補助金を交付するとともに、事業委託及び法人の事務局長人件費補助金を交付してございます。こうした支援策をどのように考えているのか、特にも財政支援について伺うものであります。

次に、社会福祉法人という高い公益性を持ち、地域の福祉活動を担う拠点として、中核的な役割を担っている平泉町の社協のあるべき姿について伺いたいと思います。

次に、団塊世代と言われる方々が総じて75歳以上になる2025年における平泉町の総人口と高齢化率はどのように推移をしていくのか、その推計値をお伺いしたいというふうに思います。

2つ目でございます。後期基本計画初年度の取り組みについてでございます。

さきの3月会議に質問通告をいたしました質疑に対する答弁の検証についての再質疑でございます。3月会議におきまして、私の質問要旨に対する答弁は受けておるわけではありますが、開示をされた答弁内容に質疑未了部分がございますので、その点についてお伺いをするものであります。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の平泉町社会福祉協議会の現状と課題のご質問の（1）になりますが、本町は各種の事業補助金交付と事業委託及び事務局長人件費補助金を交付している。こうした支援策をどのように考えているかのご質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会に対する補助金については、社会福祉協議会から毎年予算要望を受けており、予算協議を経て必要な補助を行っています。事業によっては国庫補助を活用している事業もあり、国との補助協議を行って補助している事業もあります。また、事業実施後には実績報告書を提出していただき、事業が補助の目的に沿って適切に執行されていることを確認しています。これらの補助金のほとんどは、高齢者、障がい者、子育て支援など多くの事業にかかわっており、行政施策とは異なる民間の福祉サービスを提供する役割を果たしています。

地域の福祉課題が高齢者や障がい者はもとより、子育て中の方や生活に困窮する方など多岐にわたっており、一方で地域社会における支え合い精神の希薄化や意識が薄れる中、支援を必要とする方々の抱える福祉や生活の課題は複雑多様化してきています。こうした中、社会福祉協議会においては、悩み事相談所を開設して、さまざまな住民の悩みや困り事に応じており、法律相談を含め生活上の相談にあたっています。

また、法人後見の取り組みでは、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活がおくれるよう権利擁護と総合支援を行っており、県内では先駆的な取り組みとなっています。このほか、ひとり暮らし高齢者などの通院等の支援としてボランティアによる福祉有償運送事業の取り組みや、居宅訪問介護事業や地域包括支援センターの受託など介護保険事業なども実施しており、高齢者、障がい者の在宅での生活を支えています。また、アピュイ整備後は、施設開放型の子育て支援サービスを実施しており、子育て相談とあわせて子育て家庭の居場所づくりに役立っています。

このように、社会福祉協議会は、高齢者から子どもまで広範な福祉サービスを提供する機関となっており、町はそれらを運営面から支援するとともに、行政施策では難しい福祉サービスについて、民間福祉サービスとして実現するために必要な財政援助を行っているところです。

次に、（2）高い公益性を持ち地域福祉活動を担う拠点として、中核的な役割を担っている社会福祉協議会のあるべき姿について伺うのご質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした民間非営利組織で、社会福祉法第109条に市町村社会福祉協議会が実施する事業を規定しています。実際には、社会福祉協議会が実施する事業、活動は、住民の地域福祉活動の推進、ボランティア等の振興、福祉に関する総合相談、各種の在宅福祉サービス、生活福祉資金の貸し付け、福祉関係団体の事務局など幅広く、その対象も高齢者だけでなく障がい者や子ども、子育て家庭などとなっています。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法人としてその組織経営について、社会福祉法第24条に社会福祉法人は、「自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない」と規定されています。

社会福祉協議会が事業を行う場合の財源は、自治体等からの補助金や委託費、介護報酬、寄附金、住民会費、共同募金など多種多様ですが、それらの財源を効果的に活用しながら事業を適切に実施していくこととなります。このように社会福祉協議会は、社会福祉法に規定する運営の原則に沿って運営されることとなり、あわせて地域の特性を踏まえながら事業を行っていくものと考えます。

次に、団塊世代が総じて75歳以上になると、2025年における平泉町の総人口と高齢化率はどうか、推計値を伺うのご質問にお答えをいたします。

人口の将来展望につきましては、平成28年3月に平泉町人口ビジョンを策定したところでありますが、2025年の総人口は6,900人と推計しております。このうち65歳以上は2,801人と見込んでおります。高齢化率は40.5%と推計しております。

次に、2番の後期基本計画初年度の取り組みのご質問（1）、（2）につきましては、通告書に具体的な質問内容が記載されておられませんことから、恐れ入りますがお答えできかねますので、ご了承を願います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ちょっと前振りが長くなりますけれども、やっぱり社会福祉協議会という組織をめぐっての認識をしっかりと共有する必要があるだろうと、こういうふうに思いますので、発言をします。

私は今の町長の答弁を聞いて、社会福祉協議会に対して、町長から次のような答弁が来るものだろうというふうに想定をしておったのですが、それはどういうことかといいますと、社会福祉協議会の必要性とあわせて社会福祉協議会が果たす重要な役割、その社協の運営については、今後も円滑な取り組みが進められるように一定の財政支援と相互の協力は必要であると、このように答弁されるものだろうというふうに想定をしておったわけでございます。

しかし、質問趣旨の末尾に、特にも財政支援について伺うというふうにした部分が欠落をされているわけなのですが、それはさておきまして、平泉町社会福祉協議会の平成28年度の当初予算を見ますと、法人全体で5,868万6,000円となっています。このうち自主財源である町民などからの会費収入については403万3,000円、いわゆる社協の全体の収入のわずか6.87%なのです。

一方で、本町などから法人運営事業であるセーフティネットあるいは子育て支援、訪問介護事業や、そして人件費補助、この補助金は1,578万8,000円なのです。そのうち、1,578万8,000円のうち平泉町は1,469万4,000円を補助しているわけです。実に補助金全体の93%を占めているわけなのです。また、法人への委託事業に伴う本町や一関市などからの委託金が1,156万円、19.7%にもなっているわけです。

このように、先ほどの町長の答弁にも触れられてありますけれども、法人全体の収入の中に占める行政などからの補助金の類いが2,734万8,000円、46.6%なのです、全体の予算の。その現状からも明らかなように、地域福祉のために住民とともに活動を行う組織である社会福祉協議会が地域を代表する高い公益性を持つ団体だからこそ、本町も先ほど紹介したような行政としての予算を補助しているわけです。ここに共通すべき位置付けがあると、共通認識を持つべき位置付けがあるというふうに私は考えたのです。

しかし、残念ながら先ほどの町長答弁は、後期基本計画の施策と一体にもかかわらず、平泉社協を取り巻く現状を危惧してか、社協と両輪での住民福祉運動に積極的に取り組むという、そういう答弁の片鱗もなかったと。後ほど伺いますけれども、これはやっぱり基本計画であるように車の両輪としてやるのだということで、例えば、基本計画の事業の中では、地域福祉活動専門員設置事業、それから地域福祉推進事業、福祉活動拠点支援事業、こういう事業に対して社協の機能を強化する目的、地域の福祉サービスの充実を図る目的で交付をするというふうに後期計画に書いてあるではないですか。しかし、一切触れられなかったと。後ほどここは触れさせてもらいます。

そこで、まず町民福祉課と保健センターに伺いますが、町民福祉課は1,340万7,000円、これを7つの補助金として出していますね。保健センターでも事業委託で61万、事業補助金で190万助成をしています。先ほどの答弁に絡めて伺いますのですが、社協からの要望を受けた予算協議を行っているというのですが、これは誰と誰がどこでやっているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

毎年予算を作成する時期に、社協の会長さんはじめ、事務局長さんと町のほうにみえられまして、要望書をいただいております。それらを踏まえて、こちらで必要な分を予算化しているというふうなことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

保健センターも同じですよ。そうですね。わかりました。

そうすると、予算要望の根拠となる事業計画書があると思うのですが、平成23年度から毎年度補助金が増額になっていますね。平成23年度は1,191万7,100円、平成28年度は1,530万8,023円、その背景と理由、これを教えてください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

毎年、補助金の要望を受けておりまして、例えば指定訪問介護事業所の移転改修補助金とか、あるいは地域福祉活動計画の策定補助金といったような単発のものもあります。そういったのは単年度でのものになります。それら以外は大体毎年受けているということで、そういったような背景で増えているということになりますし、あとはその事業によりましては補助金の額が増えるということもございますので、そういったようなことで現在は大体1,500万というふうな形になってございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

保健センターに関しましては4つの事業を行っていただいております。1つは、配食サービスということで、訪問介護やデイサービス等、介護を利用している方でサービスが必要な方のところへ食事というか、弁当を運ぶということでの内容になっていまして、配食は町内の飲食業者が行い、見守りも含めて行っていただいております。いずれ毎年やはりひとり暮らし等、サービスが必要な方が増えておりまして、委託金額も増えているという状況も一つあります。

それから、もう一つは、高齢者の方等、ボランティア活動の推進を図るために団体への補助ということで、これも最近は7団体に落ちついていますが、3万円を補助しながら、例えば茶話会とかいろんな老人、例えば平泉建築組合なんかですと、ひとり暮らしの方の住宅を補修するとかそういうものに使っていただいております。

それから、もう一つは、介護保険で低所得で生活が困難な方に対して、介護サービスの提供をする社会福祉法人がその方の負担を軽減するというので、これも介護サービスが必要な方が増えていますので、若干増えているという状況になっております。

そして、4つ目は、障がい者の移動支援ということで、主にヘルパーさんが障がい者の方を外出等を行っていただけて社会にできるだけ参加するというか、そういう機会を与えるために行っている事業をやっております。これについては、2人ということで回数が若干増えたり減ったりしておりますが、大体例年同じような傾向にあります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

今、所長からそういう答弁ありましたのでお聞きをしますが、例えば配食サービス事業委託料、これは平成28年度当初予算では42万円計上されているのですが、開示資料によれば61万3,900円になっているわけです。今、所長の答弁では、高齢者が増えていることによってそういう増額になっている部分もありますという趣旨のお話をいただきましたが、少なくとも事業を委託するわ

けですよね、これは補助ではなくて。委託をするわけですから、委託をする町として、町側として、年度当初予算とそういうような委託の金額が変わってくるということになると、そのときの扱いというのは社協との間ではどのような処理をされているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

この配食配達のボランティアにつきましては、総額で頼むというのではなくて個人の方が1人の単価を決めておまして、ですから1人の方の単価が決まっていますので、1人の方の回数が多くなれば、また全体の数が多くなれば事業費が変わってきますので、その都度状況を把握しながら補正対応等を行っている状況にあります。ちなみに、去年は1,754回の、対象が10人ですけれども、配食の実績があります。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それで、私もなぜ19万3,900円増えたのだらうということ、いろいろ勉強してみた。ところが、今、1,754回増えたのだというふうに言われましたけれども、給食費は1回400円で週6回までしか活用できませんと、こういうことなのです。そうすると、この数をいくら足していても900円という数にはならないのです、端数がならない。私は金額が合わないのがどうこうと言っているのではないのです。少なくとも委託をする側が相手側に対して、きちっとした数なりそういうものを指定してやらないと委託をされた側が混乱をするのではないですか。

したがって、そういったところの扱いをしっかりとほしいということで、次にお聞きをしたのは、補助金とあわせて適切な執行を確認しているという先ほどの町長の答弁がございました。実績報告書、その中で伺い知る、今お話をしたような委託料の扱いの途中変更など含めて、その中に生じている課題というものについて社協の側と共有をされているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

町民福祉課のほうの補助金については、年度が終わった段階で実績報告書を出していただいております。それが補助の目的に沿っているかどうかをこちらで確認をして支払いをしていると、補助金を支出しているということになります。

それで、全てが補助の目的になっているかということなのですが、今のところはそういう形で進んでおりますが、この社会福祉推進事業補助金、現在400万になっておりますが、これは国の補助が中身が少しずつ変わってきております。最近では、生活困窮者に対するの援助支援を行うようにというふうな中身が変わってきております。そういうことで、昨年度あたりからこのことについては、少しそういったところに力を入れるようにということで、社協のほうには補助を執行するにあたってはそういうふうなのにも沿うような形でということで、社協のほうには申し入

れをしているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

保健センターでは、基本的には実績報告等を確認しておりますが、ものによっては団体に支払った振り込み書とか、それからあと介護保険関係であれば介護保険絡みの実績書、そしてあと移動支援とか日誌あれば日誌も確認しながら実績と合っているかどうかを確認して対応しております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ここがきょうの本旨ではないので、ちょっと先を急ぎたいというふうに思いますが、ただ、大事なところなので、これからの議論の中で大事なところなのでお伺いをするのですが、社会福祉法人に対する助成の手続に関する町条例の第2条、この中では、「社会福祉法人は助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う収支予算書を町長に提出しなければならない」とこのように定められている。また、平泉町補助金交付規則では、交付の条件として、補助事業が予定期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合に、町長に報告してその指示を受けることを定めています。さらに、11条では、町側が付した交付の条件に従って遂行していないと認めたとときの対応についても明記をしています。

そこで伺いますが、平成26年9月の社協の会議の中で、事業計画予算に伴う事業の不履行が報告をされているやに伺っているのですが、これは本町からの事業補助金は該当しなかったのかどうかお伺いしたい。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

先ほども申しあげましたように、補助の目的に沿って支出されているということはこれまで確認しておりますので、ちょっと平成26年度というのはちょっとこちらではわからないところがあるのですが、いずれこちらで支出しているものについては全て毎年度事業実績報告書を出していただきまして、それを確認し支出しているということでございますので、そういったような形になってございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

つまり、この平成26年9月の事業計画予算と違う事業運営がされたことについて、町としては確認をしていないということですよ、今の答弁からいうと。いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時46分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

ただいま社会福祉協議会のほうの事務局に確認しましたところ、平成26年9月には理事会は開催はされておらないようです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

平成26年9月の理事会はないということで、非常に大事なことなので、これは後で調べていただきたいというふうに思うのですが、本町から出している補助金にかかわって事業計画書が予算どおりに遂行できなかった事実があったのかどうか。それだけ後でいいですから確認をいただきたいというふうに思います。

次へいきます。

議長（佐藤孝悟君）

わかるそうです。

6番（高橋伸二君）

わかる。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

町からの補助金につきましては、不適切な執行がなされたというふうな事実はございません。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

町の補助金からそういうことはないからいいということで安堵するわけにはいけないので、いづれにしてもそういう事実があったことは活字として残っているわけですから、やっぱりしっかりと後ほど精査をしてほしいものだというふうに思います。

そこで伺いますが、先ほど答弁の中で、補助金のほとんどは行政施策とは異なる民間の福祉サービスを提供する役割を果たしていると、こういうふうに答弁されました。その事業運営、社協

が行っているその事業運営の背景というのは、行政からの補助金で賄われているということですよ。つまり、本来であれば行政みずから行うべきものを、補助金を交付して社協に運営を任せているということなのです。このことについて、行政みずから行うべき住民福祉サービスだというふうに思うのですが、回答との整合性を述べてください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

これは委託料も1つございますが、全てそれ以外は、配食サービスの委託料以外は補助金でございます。

補助金はいわゆるその団体の事業を奨励するあるいは支援するというふうな中身でございますので、町が行うのを肩がわりしてやるというふうな趣旨ではございませんので、あくまでもその団体が行う事業を町として支援していくというふうな立場にあります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

そうすると、なおのことやっぱり先ほどの冒頭の町長の答弁との整合性というのは見えないのですよ、これは基本計画と絡めて考えると。違いますか。

時間ありませんから先急ぎますけれども、それからさらに、このような答弁が行われているのです。地域の福祉課題は多様化をしていますと。あるいは、法人後見の取り組みは県内でも先駆的な取り組みとなっているのだというふうに、平泉社協についての評価をしているわけですよ。それはそれで大変結構なことだというふうに思うのです。ただ、私はそうであればあるこそ、社協のサービスの質が問われるというふうに思うのです。サービスの質が問われるということは、社協の事業の運営内容と職員の資質がいつになく問われることになると。職員の資質能力が高まっていないと住民福祉サービスの向上というのは図られないというのは自明の理だというふうに思うのです。

そこで何うのですけれども、全国社協は平成23年5月に社協職員行動原則というのを6項目定めましたよね。この中で、本来、社会福祉協議会の職員がどのような心構えで社会福祉事業に臨まなければならないかということを定めています。まさに社協の価値観、職員としての使命感を具現することが求められている内容なのですが、これについて平泉社協と、事業を委託し、あるいは事業補助を続けている本町との間の話し合いというのはなされているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

社協の資質の向上というのは、社協に限らず行政においてもそれぞれ必要な部分だというふうに考えます。それで職員の質が問われているということでございますが、これは直ちにこちらで、

あくまでも社協は社会福祉法人という法人格を持った団体が運営しているところでございますので、そういったことについては町がそれに対して言及する立場にはないというふうには思っております。

そういうことで、社協だけではなくて我々も含めて、資質の向上には努めていくという立場は同じではないかなというふうに思いますし、社協もそういう立場で運営されていかなければならないというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

毎年1,200万から1,500万を超える補助金を出している行政としてですよ、法人格が異なるから言及する立場にないと。これは、私は違うと思うのですよ。少なくとも後期基本計画の中でも社協の力を借りなければ地域の福祉事業については進展できないというふうに読み取れる記述をしているのではないですか。現に毎年毎年それを出しているのではないですか。そうだとすれば、やっぱり町民、住民一人一人の福祉向上のために町が拠出をしている1,500万円のお金が、社協の事業運営、その事業運営というのは一人一人の社協の職員の資質にかかわる問題ですから、それを効率的、効果的、適正に補助金が行使をされるというための環境整備は行うべきではないですか。いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

資質向上とかといった場合には、職員の研修といったようなことが考えられるわけなのですが、それはそれぞれの団体において行われているものだというふうに思います。だから、そういう形で質の向上が図られていくのだというふうには考えます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

あえて噛み合わないようには答弁をされているかどうかわかりませんが、ちょっと先に進まずけれども、社会福祉法に基づいて設置をされた社会福祉協議会の責務というのはこういうものだという答弁が先ほどあったわけですが、福祉を取り巻くさまざまな環境の変化、それによって生ずる課題といいますか、問題の解決に向けて、地域福祉の推進役として社協については重要な役割を果たしていかなければならない使命を担っていることは、論を待つまでもないというふうに思うのです。

地域を代表する高い公益性を持つ法人の中で、今、法人と役員が職員から訴えられているということがこの町内に蔓延をしているわけです。そのことによって町民は大変な不安をおぼえている。そして不信感を募らせているわけです。このことについて、人件費を含めた各種補助金を交付している町長として、どのような見解を持って、いかに対応しようとしているのかお伺いした

いと。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まずは、補助金を出しているからどうか、委託をしているからということではなく、その委託、今まで出している内容はどういうことであるかということは、先ほどから担当課が申し述べていますから、答弁していますから議員は既にご承知のとおりであります。

そして、社会福祉協議会はそうした法人格をきちっと持った団体であります。そして評議員会、そして理事会等を構成して、独立してそしてやられているそういう組織であります。その中で、町とさまざまな福祉の施策について、町独自で当然やれるものではないので、そういった力をお借りしながら、そして年度当初にもその内容について福祉協議会の会長含め事務局とも、さまざま予算要望あるわけですから、そのことをうちの方としてもきちっと整理しながら、そして予算の規模であったり決めて、町のほうで出せる、お願いする部分も協議させていただいているところであります。

さて、職員のさまざまな資質向上については、特にやはり福祉協議会の中で、それはきちっと整理しながらやっていかなくてならないことだろうと思いますし、町は町で資質の向上のためにこうして努力しているわけでありますので、それぞれの立場でやられるその部分は内容だというふうに思っております。

ただ、今、先ほど議員がご指摘のとおり、職員の中にそういった今課題があるようだということについては、今、訴える側と訴えられる側がそういう意味では係争中ということですので、私からの答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

私は、法人の中で行われている訴訟の内容なり行く末についてどうこうしてほしいとか、どう考えているのだということではなくて、そういうような現象というか、現実が起きている社協に対して町が1,500万円を超える補助金を出し続けていくことについて、やっぱりもう少し角度を変えて真剣になってやる必要があるのではないのかということをお訴えたいわけです。

誤解を受けるといけませんから弁明しておきますけれども、私は社会福祉協議会に対する助成金なり業務委託、事業委託、これをすべきではないということをおっしゃっているのではないのです。やるからにはしっかりとその成果が、町民一人一人に、特に高齢者、最後に触れますけれども、いわゆる団塊世代と言われる方々がこれから1,000人増えていくわけですよ、平泉の中で。そういうことを考えると、いかに社協の位置付けというのが大事になってくるのかということをお互いにやっぱり認識し合わなければいけないというふうに思うのです。そういう立場で言っているわけでございます。

それで、きょうの本会議で私がこういう質問をするということについて、いろんな方から電話

がありました。注目をして見ていますと、こういう電話なのですからけれども、これは町民だけではなくて、やっぱり広域行政組合のほうでも極めて強い関心を持って見ているというふうに思うのですよ。

そこで、各種の補助金と事業委託を行っている行政の立場から見て、高い公益性がある社協が組織全体にかかわる財務あるいは人事管理に適正さを欠いて、ましてや、後ほど町長に伺いますが、広域行政組合からの監査を受けるような業務の運営というのがなされていたのではないですかと、そういうことを本町の皆さんは承知をしていながら何ら手を差し伸べなかったのではないですかと、私はそういうふうに着目した見方をせざるを得ません。仮にも本町の補助金が的確に行使をされず、その結果、補助金交付事業や委託事業、さらには広域行政組合の委任業務にも支障を及ぼすと、こういう地域福祉の推進事業が混乱をしたり、停滞をしたりするということがあるわけではないわけです。仮にそういう事態になれば、その犠牲になるのはほかならない平泉町民一人一人であることは火を見るよりも明らかなのです。

そこで、広域行政組合の副管理者でもある町長に2点伺います。

広域行政組合の委任業務の遂行にあたってもかかわることになりますが、多額の交付金を交付している行政として、先ほどさらっと答弁いただきましたが、平泉町の社会福祉協議会の課題をどのように分析をされておられますか、これが1点。

2点目、町長という立場、私どもは議会議員というふうに立場は異なっても、お互いが果たすべき役割というのは住民の福祉を向上させるという大目的が共通してあるわけです。法人の運営と事業の経営そのものに介入をすることは控えるとしても、町長としてご案内のような実態にあるということは承知されているわけだから、どのような対策を考えているのか2点お伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

いずれ広域行政組合に関しましては、私は副管理者でありますから、管理者との協議もいろいろさせていただいているところであります。そして、福祉協議会にも、町で委託したりしている部分と広域行政組合から来ております包括のほうは広域行政組合のほうの管轄ということになります。

なお、社協の内容について、私の立場であしろうしろという、そういう立場にないということは議員ご承知のとおりであります。

そして、今までの事業をお願いした部分では、先ほどから議員は事業として遂行されていない部分があったやの発言もしておりますが、先ほどの答弁のように一切ございません。そして、ここに至るまで社協といたしましても、会長、局長が町にご相談したいことがあるということは何回か相談には乗っておりますけれども、私の立場でこうしろあしろうしろという、そういう立場にはないということだけのご理解いただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

よそ様のことですから、その運営の中身についてああしろこうしろというのは、はばかれるというのは私自身も重々承知なのです。しかし、町民の血税が投入をされている。その投入をされた血税が的確、適正、効果的に活用される環境づくりのために、町としてもお金を出すだけではなくて、何らかの手を差し伸べていく必要があるのではないですかと、こういうことを訴えていきたいわけです。

そこで、今、町長から、社協の中からの相談事も受けて対応させてもらっていますと、こういう趣旨の話があったわけですが、そこでちょっとお伺いしますけれども、今、平泉の社会福祉協議会の中で、複数の社協社員が相次いで心を病んで業務に耐えられずに辞任をしたり、辞職をしたり、あるいは休業を余儀なくされているという実態がございますよね。ある人は手記をつづけているのですが、心も体も疲れ切っていると、倒れそうだと、助けてくれと、このようにつづけているわけです。まさに悲痛な思いを訴えているわけですよ。

そこで、副町長に伺います。副町長の立場もありますから、中身は言わないで聞きますけれども、副町長はこのことを重々承知しているというふうに私は伝え聞いております。副町長、こうした平泉社協の不正常な職場環境、これに対してどのような、先ほど町長が言う、相談に応じた、手を差し伸べてきたのですか。お答えください。

議 長（佐藤孝悟君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

社会福祉協議会会長あるいは事務局長からの相談はいろいろと伺っておりますが、いずれその中身につきましては、公の場で話すことではないというふうに思いますので、相談を受けているということだけで、あとは差し控えさせていただきたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

全く言われるとおりで、こういう公の場で個別の内容までどうこうということを私は聞こうとも思いません。ですから、相談を受けている立場として早期に健全化を図っていかなければ、平泉町の社会福祉事業、地域福祉事業の充実、発展のためには支障があると、そういう認識のもとに早期の健全化が必要だという認識はお持ちでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

健全化を図るということは当然であります。現段階で町で委託したりしている事業については、事業は正常どおり行われていることは再度答弁しますが、そういった中で、今後、社会福祉

協議会として、やはりそこには理事会、そして評議員会という、そういった組織としての頑丈なものがあるわけですから、そこでの議論はやはりきちっとやっていただかなくてはなりませんし、そして町にさまざまな形でご相談いただいたことに対しては真摯にお答えしてきておりますし、いろんなことも、またこういったこともどうかという紹介などもさせていただいているところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

9分しかないのですね。

町長がそういうふうにご答弁をせざるを得ないというのは重々わかる、私も。ですが、町長が今答えたその裏で職員が犠牲になっているという現実をやっぴり看過してはいけないというふうには私は思うのです。相談を受けたことについては真摯に対応しているというふうにご答弁いただきました。もう一歩前に踏み出していきたいと、このように思います。

それで、時間が押していますから、次に、団塊世代の皆さんが2025年に、現在よりも人口が1,000人減少する中で、65歳以上の人口というのは1,000人増える。これが平泉町が出している人口ビジョンの中で読み取ることができるわけです。そうすると65歳以上の人間というのが6.4%、いわゆる高齢化率がここまで高まっていくわけですよ。もう目の前に25年があるのですよ。だからこそ、地域福祉の充実や答弁にあった多様化する福祉事業の課題、高齢者の要望、これに応えるためにも、今、疲弊している社会福祉協議会の組織を、やっぱり町としてもしっかりと手を差し伸べて、自立できるように、自立といいますか、大きくなっていけるように行っていただきたいということに、最後お話をさせていただきたいというふうに思います。

次に、質問事項の通告事項の2番目でございます。

まず最初に、教育長にお伺いをします。

3月会議の答弁で、いわゆる教職員の労働実態についてたださせていただきました。そして、答弁の中では、労働実態の把握、そしてその改善に向けた労働安全衛生規則23条に伴う会議体を設けるというふうにご答弁いただきました。どの程度進んでおられるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

最初のほうで、最初の質問の中で、2番の後期基本計画初年度の取り組みのご質問があったという（1）、（2）につきましては、通告書に具体的な質問内容が記載されておられませんことからお答えできかねるという返答がございました。そういう意味で、やはり通告外になりますので、具体的にというものは具体的に質問内容に加えていかなければいけないと思いますので、それは受けられないということになります。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

見解の相違だというふうに思うのですが、私は事前の質問通告の中で、さきの3月会議に質問

通告をした一般質問、質疑に対する答弁の検証についての再質疑ということで、加えて3月会議において質問要旨に対する答弁は受けていますと、答弁内容に対する質疑未了部分についてを伺うというふうにやらせていただいた。そうすると、今の議長の考え方といいますか、話からいきますと、議員というのは一度一般質問で取り上げてその会期中で質問できないことについては、また同じ質問通告をしなければ質疑ができないというふうになっているわけなのですか。

議長（佐藤孝悟君）

その内容については、最初に出たときに、町のほうからも回答が出たときに、とても答えられないという部分がありましたので、私のほうから伸二議員のほうに電話を差し上げまして、もっと具体的に質問していただけないかという。

その質問要旨がないと、具体的な要旨がないと答弁できないということでございます。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

この場で問答する中身でもございませんから、今のお話については別途機会を改めて別の場で対応させていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は15日午前10時から行います。

ご起立願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時17分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 氷 室 裕 史

同 寺 崎 敏 子